

登 録 電 気 工 事 業 者
み な し 登 録 電 気 工 事 業 者

電気保安講習会テキスト

2025 年 11 月



目

次

第 1	電気工事業法について	1
第 2	電気工事業の申請等の手続き	11
第 3	申請様式及び記載例	27
第 4	電気工事士法について	53
第 5	電気用品安全法について	61
第 6	電気保安の確保について	67
	電気工事業に関する申請書等の提出先及びお問い合わせ先	84

第 1 電気工事業法について

第1 電気工事業法について

正式名称「電気工事業の業務の適正化に関する法律」

1 法律の目的

この法律は、電気工事業を営む者の登録等及びその業務の規制を行うことにより、その業務の適正な実施を確保し、もって一般用電気工作物等及び自家用電気工作物の保安の確保に資することを目的とする。

(・制定 「昭和45年5月23日」 ・主な改正 「昭和62年9月1日」)

2 用語の定義

電気工事業…他の者から依頼を受けた者が自らその電気工事の全部又は一部の施工を反復・継続して行う場合をいいます。電気工事士免状を有する者がたまたま自宅の電気工事を行う場合や、その請け負った電気工事の施工を全て他のものに下請させて、自らその電気工事を行わない場合等は、電気工事業とはいいません。

電気工事…一般用電気工作物等（4ページ参照）又は自家用電気工作物を設置し又は変更する工事。但し、電気工事士法施行令第1条で定める軽微な工事及び、家庭用電気機械器具の販売に付随して行う工事（注）は除かれます。

（注） 家庭用電気機器を販売した者と異なる者が施工する工事、使用電圧 200V以上の配線工事、分岐回路の増設工事、又は屋側配線・屋外配線に係る工事は、この家庭用電気機器の販売に付随して行う工事に該当しません。

一般用電気工作物等	事業用電気工作物		
① 一般用電気工作物等 (一般住宅、個人商店等)	② 自家用電気工作物		③
	最大電力500kw未満の需要設備 (ビル、工場等)	発電所、変電所、最大電力500kw以上の需要設備、卸供給事業	電気事業の用に供する電気工作物 (電力会社等の電力供給設備)
← 電気工事業法の規制を受ける範囲 →		← 電気工事業法の規制を受けない範囲 (電気事業法で規制されるため) →	

一般用電気工作物等…一般用電気工作物（電気事業者から600V以下の電圧で受電している場所にある電気工作物）及び小規模事業用電気工作物（※）

（例）一般住宅や小規模な店舗、事務所などの屋内配線設備

小規模発電設備（出力50kw未満の太陽電池発電設備等）

自家用電気工作物…一般用電気工作物等及び電気事業の用に供する事業用電気工作物以外の事業用電気工作物。電気事業者から600Vより高い電圧で受電している事業場等の電気工作物。このうち、最大電力500kw未満の需要設備が電気工事業法の規制を受けます。

（例）おもに高圧以上で受電するビル、工場等の電気設備

※「小規模事業用電気工作物」の新設について

2023 年 3 月 20 日付けで、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う電気工業法施行規則等の改正が施行されました。この改正では、小規模な太陽光・風力発電設備の保安規制が見直しとなり、従来「一般用電気工作物」であった太陽電池発電 10 k w～50 k w 未満、風力発電 20 k w 未満を「小規模事業用電気工作物」とし、技術基準適合維持義務等の新たな規制が課されることになりました。

- ・小規模事業用電気工作物にかかる届出制度等についての特設サイト

<https://shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp/>

- ・お問い合わせ先

小規模事業用電気工作物新制度コールセンター

電話 0570-045-660（9 時～17 時 平日のみ）

この「小規模事業用電気工作物」という定義がなされたことにより、電気工業法の電気工事の種類について、名称の変更がありました。「一般用電気工作物」と「自家用電気工作物」のうち「一般用電気工作物」については、「一般用電気工作物等」に変更され、「一般用電気工作物及び小規模事業用電気工作物」を意味します。同様に、電気工事士の電気工事士の従事範囲も「一般用電気工作物」と「自家用電気工作物」のうち「一般用電気工作物」については、「一般用電気工作物等」に変更され、「一般用電気工作物及び小規模事業用電気工作物」を意味します。

なお、お手持ちの「一般用電気工作物」と書かれた登録証及び届出受理証は、「一般用電気工作物等」として有効なため、変更の手続きは必要ありません。

標識（6 ページ参照）については、各自修正をお願いします。

3 電気工事業者の業務規制

電気工事業者に対しては、その業務について、次表のとおり義務が定められています。

義 務	根拠条文	概 要	罰 則
①主任電気工事士の設置 (注1)	法第19条	一般用電気工作物等に関する電気工事を行う営業所ごとに、主任電気工事士を置かなければならない。	3万円以下の罰金 (法第39条第一号)
②無資格者の 従事禁止	法第21条	電気工事を行うために必要な資格のない者を電気工事の作業に従事させてはならない。	3月以下の拘禁刑若しくは 3万円以下の罰金、又はこれ らの併科 (法第37条第一号)
③電気工事業者でない者への 請負の禁止	法第22条	電気工事を、電気工事業者でない者へ請け負わせてはならない。	同上 (法第37条第二号)
④電気用品の 使用の制限	法第23条	電気用品安全法において定める所定の表示が付されていない電気用品を電気工事に使用してはならない。	10万円以下の罰金 (法第38条)
⑤器具の備え 付け(注2)	法第24条	営業所ごとに絶縁抵抗計などの所定の器具を備えなければならない	3万円以下の罰金 (法第39条第二号)
⑥標識の掲示 (注3)	法第25条	営業所及び電気工事施工場所ごとに、所定の事項を記載した標識を掲示しなければならない。	1万円以下の過料 (法第42条第四号)
⑦帳簿の備え 付け(注4)	法第26条	営業所ごとに帳簿を備え、所定の事項を記載し、保存しなければならない。	同上 (法第42条第五号)
⑧報告及び検査	法第29条	都道府県知事等の求めに応じ、必要な報告をし、検査を受けなければならない。	2万円以下の罰金 (法第40条第四号・第五号)

(注1) 主任電気工事士の設置

ア 主任電気工事士の職務 (法第20条)

- ① 主任電気工事士は、一般用電気工事による危険及び障害が発生しないように一般用電気工事の作業の管理の職務を誠実に行わなければならない。
- ② 一般用電気工事の作業に従事する者は、主任電気工事士がその職務を行うため必要があると認めてする指示に従わなければならない。

イ 選任の資格は、① 第一種電気工事士又は ② 第二種電気工事士免状の交付を受けた後、電気工事に関し、3年以上の実務経験を有する第二種電気工事士。

ウ 主任電気工事士は、他の営業所又は他の登録電気工事業者の営業所の主任電気工事士を兼ねることはできない。また、他の会社へ主任電気工事士として名前を貸すこともできない。

エ 主任電気工事士が死亡、退職等した場合、又は新たに営業所を設置した場合は、その日から2週間以内に新たな主任電気工事士を選任し、その選任の日(この日を変更のあった日とする。)から30日以内に主任電気工事士の変更届出の提出が必要になります。

オ 2023 年 11 月、経済産業省のホームページに掲載している「電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和 45 年 5 月 23 日法律第 96 号）の逐条解説」の改正があり、主任電気工事士の選任が必要なのは特定営業所のみであり、電気工事の業務を行わない営業拠点等にまでその選任を求めるものではない旨が明記されました。これにより、デジタル技術等の活用による業務の効率化等の結果、従来特定営業所であったものについても、電気工事の業務を行わない一般の営業拠点等に変更する場合には、主任電気工事士を選任する必要がないことが明確化されました。

（注 2） 器具の備え付け

ア 一般用電気工事のみの業務を行う営業所

①絶縁抵抗計 ②接地抵抗計 ③回路計（抵抗及び交流電圧を測定することができるもの）

イ 自家用電気工事の業務を行う営業所

①絶縁抵抗計 ②接地抵抗計 ③回路計（抵抗及び交流電圧を測定することができるもの）

④低圧検電器 ⑤高圧検電器 ⑥継電器試験装置 ⑦絶縁耐力試験装置（⑥⑦は、借用可）

（注 3） 標識の掲示（営業所及び電気工事施工場所ごとに掲示）

◎登録電気工事業者用標識

◎みなし登録電気工事業者用標識

（施行規則様式第 15）

（施行規則様式第 16）

登録電気工事業者登録票		25cm 以上	登録電気工事業者届出済票	
登 録 番 号	愛知県知事登録第 号		届 出 先	愛知県知事届出第 号
登 録 の 年 月 日			届 出 の 年 月 日	
氏 名 又 は 名 称			氏 名 又 は 名 称	
代 表 者 の 氏 名			代 表 者 の 氏 名	
※ 営 業 所 の 名 称		※	営 業 所 の 名 称	
※ 電 気 工 事 の 種 類		※	電 気 工 事 の 種 類	
※ 主 任 電 気 工 事 士 等 の 氏 名		※	主 任 電 気 工 事 士 等 の 氏 名	
← 35 cm 以 上 →			← 35 cm 以 上 →	

※ 営業所が 2 か所以上あるときは営業所ごとに作成し、「営業所の名称」及び「主任電気工事士の氏名」は、これを掲示する営業所に係るものを記載してください。

〔通知電気工事業者用標識（施行規則様式第 15 の 2）、みなし通知電気工事業者用標識（施行規則様式第 16 の 2）は省略。〕

（お願い） 消費者等が適法に登録等を受けた電気工事業者であるかを容易に識別でき、安心して電気工事を依頼することができるよう、標識の掲示が義務づけられている営業所及び電気工事の施工場所に加え、自社を紹介するホームページ等においても標識と同様の内容を掲載いただきますようご協力をお願いいたします。

(注4) 帳簿の備え付け

ア 帳簿の記載事項

- | |
|--------------------|
| ① 注文者の氏名又は名称及び住所 |
| ② 電気工事の種類及び施工場所 |
| ③ 施工年月日 |
| ④ 主任電気工事士等及び作業者の氏名 |
| ⑤ 配線図 |
| ⑥ 検査結果 |

イ カード式、伝票式、とじ込み式等帳簿の体裁は問わない。

ウ 一般用電気工作物等の工事の場合は、電力会社へ提出する「電気工事しゅん工記録」(82 ページ)を帳簿に代用できます。また、自家用電気工事用の帳簿の様式例としては、83 ページを参考にしてください。

エ 保存年限 5 年

〈参考〉 電気工事業者立入検査結果

2024 年度の実施状況は次のとおりです。

区 分	登 録 業 者	みなし登録業者	通 知 業 者	みなし通知業者	合 計
立 入 検 査 件 数	3 4 3 件	1 4 5 件	1 件	1 件	4 9 0 件

◎違反内容

(延べ件数)

違 反 事 項			登 録 業 者	みなし 登録業者	通 知 業 者	みなし 通知業者
変更届の提出指示	1	住 所	2	1		
	2	氏 名 又 は 名 称	2			
	3	代 表 者 又 は 役 員	1	3	1	
	4	営 業 所 の 所 在 地	3			
	5	営 業 所 の 名 称				
	6	電 気 工 事 の 種 類	1	2		
	7	主 任 電 気 工 事 士	2	8	1	
	8	同 上 免 状 の 種 類 等	2	1		
	9	建 設 業 許 可 の 更 新		4		
危険等 防止命令	1	粗 雑 な 電 気 工 事 の 改 修				
	2	違法電気用品の使用禁止		1		
	3	器 具 の 備 付 け 義 務	2	2		
	4	その他				
改善指示書 交付	1	主 任 電 気 工 事 士 の 選 任				
	2	無資格者の工事従事禁止				
	3	未登録者等への発注禁止				
現地指導	1	帳簿の備付・記録の整備	4 2	4		
	2	標 識 の 掲 示 ・ 記 入 内 容 等	1 2 1	2 7	1	
	3	主 任 電 気 工 事 士 の 職 務	1			
	4	関 係 法 令 等 の 整 備	3 4			
	5	帳 簿 の 保 存 方 法 の 改 善	2	1		
	6	器 具 の 点 検 ・ 整 備	1			
合 計			2 1 6	7 1	0	0

4 電気工事業者の登録制度等

電気工事業者は、法によって、次表のとおり区別されています。

概 要	根拠条文	法律上の名称
一般用電気工作物等のみ、あるいは一般用電気工作物等及び自家用電気工作物に関する電気工事業を営む者	法第3条第1項 " 第3項	登録電気工事業者
自家用電気工作物のみに関する電気工事業を営む者	法第17条の2第1項	通知電気工事業者
建設業法による許可を受けて、一般用電気工作物等のみ、あるいは一般用電気工作物等及び自家用電気工作物に関する電気工事業を営む者	法第34条第2項	みなし登録電気工事業者
建設業法による許可を受けて、自家用電気工作物のみに関する電気工事業を営む者	法第34条第3項	みなし通知電気工事業者

(1) 電気工事業を営む者の登録制度

一般用電気工作物等又は一般用電気工作物等及び自家用電気工作物に係る電気工事業を営もうとする者は、経済産業大臣又は都道府県知事の登録を受けなければなりません。この制度により登録を受けた者を「**登録電気工事業者**」といいます。（法第3条第1項）

この登録の有効期間は5年とし、その有効期間の満了後引き続き電気工事業を営もうとする者は、更新登録を受けなければなりません。

(2) 自家用電気工作物のみに係る電気工事業を営む者の通知制度

500kw未満の自家用電気工作物のみに係る電気工事業を営もうとする者は、その事業開始日の10日前までに経済産業大臣又は都道府県知事に通知しなければなりません。この制度により通知をした者を「**通知電気工事業者**」といいます。（法第17条の2第1項）

(3) 建設業者に関する特例

建設業法の許可を受けている建設業者であって電気工事業を営む者は、登録又は通知をした者とみなして、この法律の適用を受けることになります。（法第34条）

従って、建設業法の許可を受けている建設業者であってこの法律で規制する範囲の電気工事を営む者が、電気工事業を開始したときは、開始の届出又は通知の義務があり、本法の業務、監督等の規制を受けることとしています。

この制度により届出をした者を「**みなし登録電気工事業者**」、また通知をした者を「**みなし通知電気工事業者**」（自家用電気工作物のみに係る電気工事を営む者）といいます。

第 2 電気工事業の申請等の手続き

第2 電気工事業の申請等の手続き

手続きの案内と申請様式は、愛知県の公式Webサイト（<https://www.pref.aichi.jp/>）に掲載しています。なお、URLは予告なしに変更する場合があります。

- ① 愛知県公式Webサイト右上のサイト内検索に14ページの表に記載された「ページID」を入力して検索してください。



- ② 検索結果が1件表示されるため、クリックしてください。



- ③ 該当のページが開きます。

なお、目次をクリックするとそのほかの手続きのページもご覧いただけます。



1 電気工事業者の分類と手続き

電気工事業者は、施工する電気工作物の種類と建設業許可の有無により、9 ページに記載のとおり、4 通りの電気工事業者に分類され、分類により手続き及び様式が異なります。

このテキストでは、一般用電気工作物等のみ、又は一般用電気工作物等及び自家用電気工作物に係る電気工事を施工する「登録電気工事業者」及び「みなし登録電気工事業者」について掲載しています。自家用電気工作物に係る電気工事のみを施工する「通知電気工事業者」及び「みなし通知電気工事業者」については、愛知県公式 Web サイトでご確認ください。

(1) 手続き一覧

【建設業許可を受けていない「登録電気工事業者」(P15～P20)】

内容	手続き	ページ I D
電気工事業を始める	2 (1) 新規登録の申請 (P15)	0324832
登録した内容に変更があった (名称、氏名、所在地、主任電気工事士等)	2 (4) 変更の届出 (P19)	0324829
5 年間の登録有効期限が近づいた	2 (2) 更新登録の申請 (P17)	0355083
地位を承継した (法人成り等)	2 (3) 承継の届出 (P18) 及び 2 (4) 変更の届出 (P19)	0325099 0324829
愛知県内の営業所のほかに他の都道府県にも新たに営業所を設けた	経済産業大臣等に手続きを行った後、 2 (5) 廃止の届出 (P20)	0219944
電気工事業を廃止した	2 (5) 廃止の届出 (P20)	0219944
建設業許可を取得した	2 (5) 廃止の届出 (P20) 及び 3 (1) 開始の届出 (P21)	0219944 0324831

【建設業許可を受けている「みなし登録電気工事業者」(P21～P23)】

内容	手続き	ページ I D
建設業者として電気工事業を始める	3 (1) 開始の届出 (P21)	0324831
届出した内容に変更があった (名称、氏名、所在地、主任電気工事士等)	3 (2) 変更の届出 (P22)	0366901
5 年ごとの建設業許可を更新した	3 (2) 変更の届出 (P22)	0366901
愛知県内の営業所のほかに他の都道府県にも新たに営業所を設けた	経済産業大臣等に手続きを行った後、 3 (3) 廃止の届出 (P23)	0219970
建設業許可を取り直した 又は建設業許可の番号や期間が変わった	3 (3) 廃止の届出 (P23) 及び 3 (1) 開始の届出 (P21)	0219970 0324831
電気工事業を辞めた	3 (3) 廃止の届出 (P23)	0219970

(2) 申請方法及び申請先

郵送、持参又は電子申請でご提出ください。

書類の提出先は、84 ページ「電気工事業に関する申請書の提出先及びお問い合わせ先」をご覧ください。電子申請については、25 ページをご確認ください。

(3) 申請書等の様式

表中「書類整理番号」は、27 ページからの様式の番号に対応しています。

必要な書類は愛知県公式Webサイトからダウンロードいただくか、84 ページのお問い合わせ先までご連絡ください。

2 建設業許可を受けていない「登録電気工事業者」の申請等の手続き

(1) 新規登録の申請（法第4条）

登録の有効期間は5年間です。

有効期間満了後、引き続き電気工事業を営もうとする者は、(2) 更新の登録を受けなければなりません。

新規登録申請に必要な書類等

2025 年 7 月 15 日から、法務局との登記情報連携を開始しましたので、登録電気工事業者の新規登録、更新登録、承継の届出、通知電気工事業者の開始通知については、履歴事項全部証明書の添付は不要となりました。

書類整理番号	書 類 名	個人	法人	備 考
①	登録電気工事業者登録申請書	○	○	
⑮	申請者に係る誓約書（個人用）	○		
⑯	同 上 （法人用）		○	
⑰	主任電気工事士に係る誓約書	◎	◎	申請者本人又は申請法人の役員が主任電気工事士になるときは不要
⑱	主任電気工事士の雇用証明書	◎	◎	
⑲	主任電気工事士等の免状のコピー ※ 1	◎	◎	
㉑ ㉒	主任電気工事士等実務経験証明書 ※ 2	◎	◎	第一種電気工事士を選任するときは不要
	申請者（個人）の本人確認書類※ 3	○		運転免許証（コピー）等
㉔	電気工事業者カード	◎	◎	
	手数料	○	○	22,000 円

(注) 営業所が2か所以上あるときは、営業所ごとに◎印に掲げる書類が必要になります。

＜建設業許可を受けていない方向けのご案内＞

※1 主任電気工事士等の免状のコピー

- ① 第一種電気工事士免状の場合は、免状番号記載面及び自家用電気工作物の保安に関する講習受講履歴欄のコピーをそれぞれ提出してください。
- ② 第二種電気工事士免状の場合は、免状番号記載面のコピーを提出してください。なお、自家用電気工作物に係る電気工事のうち、経済産業省令で定める簡易なものに従事する場合は、認定電気工事従事者認定証のコピーを提出してください。

※2 主任電気工事士等実務経験証明書

主任電気工事士は第一種電気工事士免状を取得している者若しくは第二種電気工事士免状の交付を受けた後、経済産業省又は都道府県に登録又は届出されている電気工事業者の下で、電気工事に関し3年以上の実務の経験を有する者でなければなりません。（登録者本人または代表者を主任電気工事士とすることも可能。）

また、証明者は、通常雇用主ですが、倒産した場合等は同業他者（2者）による証明も有効です。いずれの場合も証明者は、証明の期間、登録電気工事業者又はみなし登録電気工事業者等であることが必要です。なお、証明者が他都道府県（国）登録業者等の場合、登録証等のコピーを添付してください。

- ① 主任電気工事士等が申請者以外の電気工事業者等に雇用されていた場合や同業他者（2者）による証明の場合にあつては書類番号㉑による書面。（同業他者（2者）による証明の場合は2通）
- ② 申請者に3年以上登録の履歴があり、主任電気工事士等が登録申請者に雇用されている場合にあつては、書類番号㉒による書面。

証明書の枚数について

- ・雇用主による証明：1通
- ・同業他者（2者）による証明：2通（2者からそれぞれ一枚ずつ。）

※3 本人確認書類について

次のいずれかの書類等、公的に発行された身分証明書を提出してください。

- ・運転免許証（表面（書換事項がある場合は両面）・コピー）
- ・マイナンバーカード（表面のみ・コピー）
- ・在留カード（表面（書換事項がある場合は両面）・コピー）
- ・住民票の写し（6ヵ月以内に発行されたマイナンバーの記載がないもの・コピー可）

（２） 更新登録の申請

登録電気工事業者の有効期限は５年であって、その有効期間の満了後も引き続き電気工事業を営もうとする場合は、更新登録を受けなければなりません。有効期限満了の概ね２ヵ月程前に該当事業者あて通知を送付しますので、その通知を受け取られた後に更新登録を申請ください（期限が切れる３週間前までには手続きをお願いします）。

また、更新登録時に現登録の登録事項等と相違する場合は、変更届（19 ページ）を提出した後又は同時でないと更新の登録ができません。

なお、建設業許可をお持ちの事業者は必要書類が異なるため、「３ 建設業許可を受けている「みなし登録電気工事業者」の申請等の手続き」の「（２）変更の届出」（22 ページ）を参照ください。

更新登録申請に必要な書類等

2025 年 7 月 15 日から、法務局との登記情報連携を開始しましたので、登録電気工事業者の新規登録、更新登録、承継の届出、通知電気工事業者の開始通知については、履歴事項全部証明書の添付は不要となりました。

書 類 整 理 番 号	書 類 名	個 人	法 人	備 考
②	登録電気工事業者更新登録申請書	○	○	
⑮	申請者に係る誓約書（個人用）	○		
⑯	同 上 （法人用）		○	
⑰	主任電気工事士に係る誓約書	◎	◎	申請者本人又は申請法人の役員が主任電気工事士になるときは不要
⑱	主任電気工事士の雇用証明書	◎	◎	
	申請者（個人）の本人確認書類 ※16 ページ参照	○		運転免許証（コピー）等
⑳	電気工事業者カード	◎	◎	
	手数料	○	○	12,000 円

（注）営業所が２か所以上あるときは、営業所ごとに◎印に掲げる書類が必要になります。

※ 建設業許可を受けられた場合は、更新登録ではなく、登録電気工事業者としての廃止手続き及びみなし登録電気工事業者としての電気工事業の開始届出の手続きが必要となります。

（３）承継の届出（法第９条）

ア 次のいずれかに該当する者は、承継の日から 30 日以内に、登録電気工事業者承継届出書（書類整理番号④）及びその添付書類を提出しなければなりません。

- ① 相続により電気工事業者の地位を承継したもの
- ② 譲受けにより電気工事業者の地位を承継したもの
例）個人から法人への譲渡（法人なりなど）、親から子への譲渡など
- ③ 法人の合併により電気工事業者の地位を承継したもの
- ④ 法人の分割により電気工事業者の地位を承継したもの

イ 地位を承継することにより、氏名又は名称、営業所の名称及び住所等の変更を伴う場合は、別途、（４）変更の届出が必要となります。

なお、登録証を紛失しているときは、（４）変更の届出とともに（６）登録証の再交付申請も必要となります。

承継届に必要な書類等

2025 年 7 月 15 日から、法務局との登記情報連携を開始しましたので、登録電気工事業者の新規登録、更新登録、承継の届出、通知電気工事業者の開始通知については、履歴事項全部証明書の添付は不要となりました。

書類整理番号	変更の内容 必要事項	相 続		事業譲渡	法人の合併		法人の分割
		相続人が 1 人のみ	選 定 相 続 (相続人が 2 人以上)		吸 収 合 併	新 設 合 併	
④	登録電気工事業者承継届出書	○	○	○	○	○	○
⑤	電気工事業者譲渡証明書			○			
⑥	登録電気工事業者相続同意証明書		○				
⑦	登録電気工事業者相続証明書	○					
⑮	承継者に係る誓約書（個人用）	○	○	○			
⑯	同 上 （法人用）			(いずれか)	○	○	○
㉓	電気工事業者承継証明書						○
	承継者（譲り受けた者）（個人） の本人確認書類 ※16 ページ参照	○	○	○			
	承継後存続する登録証	○	○	○	○	○	○

＜建設業許可を受けていない方向けのご案内＞

（４）変更の届出（法第１０条）

次表に掲げる登録事項に変更が生じたときは、30 日以内に、変更届及び必要書類を提出してください。

変更の届出が必要な事項と書類

書類 整理 番号	変更の内容 必要書類	氏名 又は 名称		住 所 (法人の 場合は 本店の 所在地)		電 気 工 事 の 種 類	営 業 所 の 名 称	営 業 所 の 所 在 の 場 所	営 業 所 の 増 設 ・ 廃 止	主 任 電 気 工 事 士	工 事 士 免 状 の 種 類 等	法 人 の 代 表 者 ・ 役 員
		個 人	法 人	個 人	法 人							
⑧	登録事項等変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	登録者の戸籍抄本等(注2)	○										
	登録者の登記事項（履歴事項 全部）証明書(注3)		○		○							○
	登録者の住民票の写し等(注 4)			○								
⑯	法人役員に係る誓約書											○
⑰	主任電気工事士に係る誓約 書(注5)								◎ (注1)	○		
⑱	主任電気工事士の雇用証明 書(注5)								◎ (注1)	○		
⑲	主任電気工事士等の免状の コピー※1								◎ (注1)	○	○	
㉑ ㉒	主任電気工事士等実務経験 証明書(注6)※2								◎ (注1)	○		
	地番変更通知書等(注7)			○	○							
㉔	電気工事業者カード					○			◎ (注1)			
	交付されている登録証(注8)	○	○	○	○	○						
	手数料（2,200 円）	○	○	○	○	○						

(注) 1 営業所を増設したときに、増設した営業所ごとに◎印に掲げる書類が必要になります。

2 改姓・改名のときのみ必要。新旧の氏名のつながりが確認できるもの。

(氏名書換済みの運転免許証（両面・コピー）、マイナンバーカード（表面・コピー）、戸籍抄本（コピー可）等）

3 コピー可。発行から6カ月以内。

＜建設業許可を受けていない方向けのご案内＞

- 4 新旧の住所のつながりが確認できるもの。
(住所書換済みの運転免許証(両面・コピー)、マイナンバーカード(表面・コピー)、住民票の写し(マイナンバーの記載がないもの・コピー可)等)
- 5 申請者本人又は申請法人の役員が主任電気工事士になるときは不要。
- 6 第一種電気工事士を選任するときには不要。
- 7 行政区画変更、土地区画整理等による地番変更の場合は、市町村等が発行する地番変更通知書等を添付してください。この場合は手数料がかかりません。
- 8 登録証を紛失しているときは、変更届とともに(6)登録証の再交付(2,200円)が必要です。

※1 主任電気工事士等免状のコピー

16 ページ参照

※2 主任電気工事士等実務経験証明書

16 ページ参照

(5) 廃止の届出(法第11条)

登録電気工事業者は電気工事業を廃止したときは、廃止の日から30日以内に、電気工事業廃止届出書(書類整理番号⑨)に「登録証」を添えて提出しなければなりません。

(6) 登録証の再交付(法第12条)

ア 次のいずれかに該当したときは、登録証再交付申請書(書類整理番号⑩)を提出して、再交付を受けることができます。手数料として、2,200円が必要です。

- ① 登録証を汚し、又は損じて登録証の記載事項が不鮮明になったとき。
- ② 登録証を失ったとき。

イ 登録証を失ってその再交付を受けたあとに、失った登録証を発見したときは、遅滞なく返納してください。

(7) 登録証の返納(法第15条)

登録の有効期日を経過し、更新を行わない場合等で登録の効力を失ったときは、登録証を30日以内に返納してください。

(8) 登録電気工事業者登録簿の謄本の交付等(法第16条)

電気工事業者に限らず、どなたでも登録電気工事業者登録簿謄本交付(閲覧)請求書(書類整理番号⑪)を提出して、登録電気工事業者の謄本交付を受け、又は閲覧をすることができます。

なお、手数料として、謄本交付は1枚につき600円、閲覧は1回につき440円が必要です。

3 建設業許可を受けている「みなし登録電気工事業者」の申請等の手続き

(1) 開始の届出（法第34条）

建設業法第3条の規定による許可を受けた建設業者が、電気工事業を開始したときは、遅滞なく、電気工事業開始届出書及びその添付書類を提出しなければなりません。

なお、建設業許可を取り直したとき（期限切れ等）は、従前のみなし登録電気工事業の廃止届出書を提出し、再度電気工事業開始届を提出してください。

開始の届出に必要な書類

書類整理番号	書 類 名	個人	法人	備 考
⑫	電気工事業開始届出書	○	○	
⑮	届出者に係る誓約書（個人用）	○		
⑯	同 上 （法人用）		○	
⑰	主任電気工事士に係る誓約書	◎	◎	届出者本人又は届出法人の役員が主任電気工事士になるときは不要
⑱	主任電気工事士の雇用証明書	◎	◎	
⑲	主任電気工事士等の免状のコピー ※1	◎	◎	
⑳ ㉑ ㉒	主任電気工事士等実務経験証明書 ※2	◎	◎	第一種電気工事士を選任するときは不要
	届出者（個人）の本人確認書類 ※3	○		運転免許証（コピー）等
	届出者（法人）の登記事項（履歴事項全部）証明書		○	コピー可 発行日から6カ月以内
㉔	電気工事業者カード	◎	◎	
	建設業許可書のコピー	○	○	

（注）営業所が2か所以上あるときは、営業所ごとに◎印に掲げる書類が必要になります。

※1 主任電気工事士等の免状のコピー

16 ページ参照

※2 主任電気工事士等実務経験証明書

16 ページ参照

※3 届出者（個人）の本人確認書類

16 ページ参照

<建設業許可を受けている方向けのご案内>

(2) 変更の届出

次に掲げる届出事項に変更が生じたときは、遅滞なく、電気工事業に係る変更届出書及びその添付書類を提出しなければなりません。

特に、建設業許可の更新をした場合にも、電気工事業法に係る変更届が必要となるため、届出漏れの無いようご注意ください。

変更の届出が必要な事項と書類

書類整理番号	変更の内容 必要書類等	① 氏名 又は 名称	② 住 所 (法人の 場合は 本店の 所在地)	③ 営 業 所 の 名 称	④ 営 業 所 の 所 在 の 場 所	⑤ 電 気 工 事 の 種 類	⑥ 営 業 所 の 増 設 ・ 廃 止	⑦ 主 任 電 気 工 事 士	⑧ 工 事 士 免 状 の 種 類 等	⑨ 法 人 の 代 表 者	⑩ 建 設 業 許 可 の 更 新
⑬	電気工事業に係る変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	建設業許可書のコピー										○
⑯	法人役員に係る誓約書									○	
⑰	主任電気工事士に係る誓約書(注5)						◎ (注1)	○			
⑱	主任電気工事士の雇用証明書(注5)						◎ (注1)	○			
⑲	主任電気工事士等の免状のコピー※1						◎ (注1)	○	○		
㉑ ㉒	主任電気工事士等実務経験証明書(注3)※2						◎ (注1)	○			
㉔	電気工事業者カード					○	◎ (注1)				
	届出者の戸籍抄本等(注6)	○ (いずれか)									
	届出者の登記事項(履歴事項全部)証明書(注7)							○ (注2)		○ (いずれか)	
	建設業許可に係る変更届出書のコピー		○ (いずれか)	○ (注4)	○ (注4)		○ (注4)				
	届出者の住民票の写し等(注8)										
	地番変更通知書										

＜建設業許可を受けている方向けのご案内＞

- (注) 1 営業所を増設したときに、増設した営業所ごとに◎印に掲げる書類が必要。
2 主任電気工事士が、代表者以外の役員であるときに必要。
3 第一種電気工事士を選任するときは不要。
4 建設業許可の係る変更届出が必要ない営業所の場合は不要。
5 申請者本人又は申請法人の役員が主任電気工事士になるときは不要。
6 改姓・改名のときのみ必要。新旧の氏名のつながりが確認できるもの。
(氏名書換済みの運転免許証(両面・コピー)、マイナンバーカード(表面・コピー)、戸籍抄本(コピー可)等)
7 コピー可。発行から6カ月以内。
8 新旧の住所のつながりが確認できるもの。
(住所書換済みの運転免許証(両面・コピー)、マイナンバーカード(表面・コピー)、住民票の写し(マイナンバーの記載がないもの・コピー可)等)

※1 主任電気工事士等の免状のコピー

16 ページ参照

※2 主任電気工事士等実務経験証明書

16 ページ参照

(3) 電気工事業の廃止の届出

みなし登録電気工事業者(建設業者)は、電気工事業を廃止したときは、遅滞なく、電気工事業廃止届出書(書類整理番号⑭)に「建設業者として行う電気工事業の届出受理証」を添えて提出しなければなりません。

(4) 届出受理証明の願出

みなし登録電気工事業者として開始届の手続きを行った際に交付した「建設業者として行う電気工事業の届出受理証」は、再交付や書換えができません。

なお、これに代わる証明書として「建設業者として行う電気工事業の届出受理証明書」を受けることができますので、建設業者として行う電気工事業の届出証明願(52 ページ)を提出してください。

建設業許可を受けられた電気工事業者の皆様方へ

電気工事業法の手続きもお忘れなく



電気工事業を営むには、「電気工事業の業務の適正化に関する法律（電気工事業法）」に基づく電気工事業者の届出（建設業許可を受けている場合は開始届）が必要です。

Q 1 建設業許可を受けているのですが、別に手続きがいるのですか？

A 1 はい。別途、電気工事業法に基づく届出（開始届）が必要です。

Q 2 電気工事業を営む場合は、必ず必要ですか？

A 2 届出が必要な電気工事業者は、「一般用電気工作物等（一般家庭等。一般用電気工事及び小規模事業用電気工作物）または自家用電気工作物（最大電力 500 k w 未満の需要設備に限る。）を、設置または変更する工事」を行う電気工事業者です。

なお、電気工事業法の対象外となる、自家用電気工作物のうちの発電所、変電所、最大電力 500 k w 以上の需要設備や電気事業用電気工作物の電気工事のみをする電気工事業者は、届出の必要はありません。

Q 3 開始届には、有資格者や器具が必要ですか？

A 3 一般用電気工作物等の電気工事の業務を行う営業所ごとに、主任電気工事士として、次のいずれかの電気工事士をおかなければなりません。

① 第一種電気工事士

② 第二種電気工事士であって、免状の交付を受けた後、電気工事に関し 3 年以上の実務経験を有する者

また、絶縁抵抗計、接地抵抗計、回路計などの器具の備付け義務があります。

Q 4 既に電気工事業法に基づく業者登録をしています。新たに建設業許可を取得した場合、何か手続きは必要ですか？

A 4 電気工事業の届出の手続き（電気工事業開始届）及び従前の登録電気工事業の廃止の手続き（電気工事業廃止届）の両方の手続きをしてください。

なお、これらの届出に関する手数料は不要です。

Q 5 電気工事業開始届を提出した後、建設業許可を更新しました。手続きが必要ですか？

A 5 はい。建設業許可を更新されましたら、その都度、届出（変更届）が必要です。

建設業許可を更新されなかった場合（期限切れも含む。）も手続き（廃止届）が必要です。

また、建設業許可の内容変更についても手続き（変更届）が必要な場合がありますので、お問合わせ先（84 ページ）までお尋ねください。

Q 6 手続きは、具体的にはどうしたらいいですか？

A 6 建設業許可を受けた後に、営業所の所在地を管轄する県民事務所等（84 ページ参照）にご相談ください。申請書類は、愛知県公式ウェブサイト（消防保安課産業保安室のページ）から取得できます。アドレス及び操作方法是次のとおりです。

URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sangyohoan>

①「消防保安課産業保安室」のページの「関連情報 申請・手続き」から『電気工事士免状の交付・電気工事業の登録の御案内』をクリックしてください。

②「電気工事士免状の交付・電気工事業の登録の御案内」のページが表示されますので、該当の手続きをクリックすると、具体的な案内が表示され、必要な書類がダウンロードできます。

4 愛知県電子申請・届出システムについて

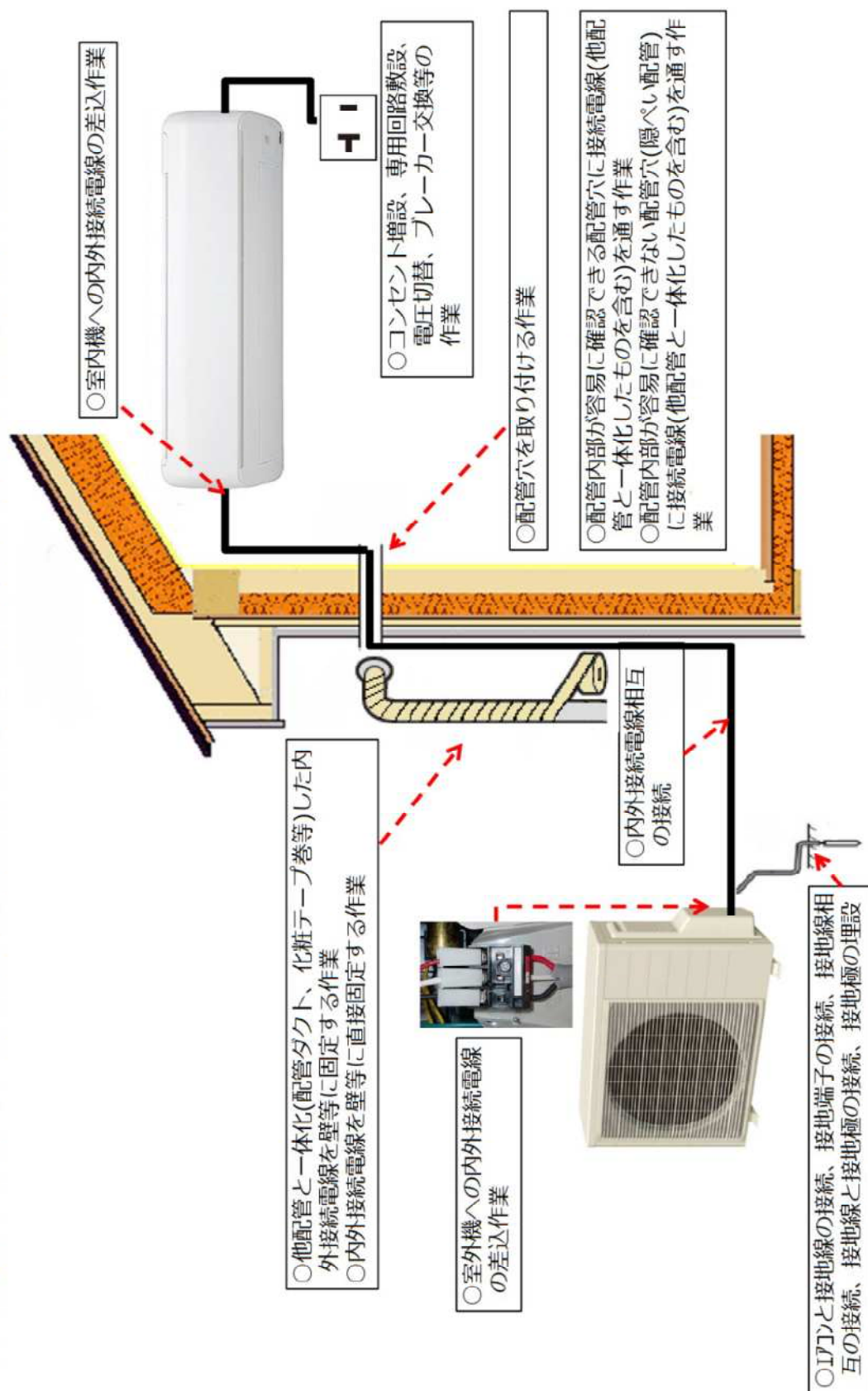
2025年3月から、電子申請の利用が可能になりました。様式や申請フォームのURLについては、愛知県公式Webサイトでご確認ください。

なお、申請先により申請フォームが異なりますのでご注意ください。下表の【申請先名称】には、84ページ「電気工事業に関する申請書の提出先及びお問い合わせ先」に掲載されている提出先の名称が入ります。

申請フォーム名称	手続き名称
登録電気工事業者の新規登録（【申請先名称】への申請）	登録電気工事業者の新規登録
登録電気工事業者の更新登録（【申請先名称】への申請）	登録電気工事業者の更新登録
登録電気工事業者の承継の届出（【申請先名称】への申請）	登録電気工事業者の承継の届出
登録電気工事業者の変更の届出（【申請先名称】への申請）	登録電気工事業者の変更の届出
登録証の再交付（【申請先名称】への申請）	登録証の再交付
登録電気工事業者登録簿謄本交付（閲覧）請求（【申請先名称】への申請）	登録電気工事業者登録簿謄本交付（閲覧）請求
電気工事業者の廃止（【申請先名称】への申請）	登録電気工事業者の廃止の届出 みなし登録電気工事業者の廃止の届出 通知電気工事業者の廃止通知 みなし通知電気工事業者の廃止通知
みなし登録電気工事業者の開始・変更の届出（【申請先名称】への申請）	みなし登録電気工事業者の開始届出 みなし登録電気工事業者の変更の届出
届出受理証明の願出（【申請先名称】への申請）	届出受理証明の願出
通知業者・みなし通知業者の手続き（【申請先名称】への申請）	通知電気工事業者の開始通知 通知電気工事業者の変更通知 みなし通知電気工事業者の開始通知 みなし通知電気工事業者の変更通知

エアコン設置・修理に係る電気工事業法の対象となる主な作業について

エアコン設置・修理について、電気工事業法に基づく手続（登録又は届出）が必要な主な作業は以下のとおりです。



第 3 申請様式及び記載例

第3 申請様式

書類整理 番号	掲載 ページ	書 類 名	分類
①	30	登録電気工事業者登録申請書	登録
②	31	登録電気工事業者更新登録申請書	登録
④	32	登録電気工事業者承継届出書	登録
⑤	33	電気工事業譲渡証明書	登録
⑥	34	登録電気工事業者相続同意証明書	登録
⑦	35	登録電気工事業者相続証明書	登録
⑧	36	登録事項等変更届出書	登録
⑨	37	電気工事業廃止届出書	登録
⑩	38	登録証再交付申請書	登録
⑪	39	登録電気工事業者登録簿謄本交付（閲覧）請求書	登録
⑫	40	電気工事業開始届出書	みなし登録
⑬	41	電気工事業に係る変更届出書	みなし登録
⑭	42	電気工事業廃止届出書	みなし登録
⑮	43	申請者に係る誓約書（個人用）	登録・みなし登録
⑯	44	同 上 （法人用）	登録・みなし登録
⑰	45	主任電気工事士に係る誓約書	登録・みなし登録
⑱	46	主任電気工事士の雇用証明書	登録・みなし登録
⑲	47	主任電気工事士等の免状の写	登録・みなし登録
㉑	48	主任電気工事士等実務経験証明書 ※過去に従事していた者について	登録・みなし登録
㉒	49	主任電気工事士等実務経験証明書 ※現在従事している者について	登録・みなし登録
㉓	50	電気工事業承継証明書	登録
㉔	51	電気工事業者カード	登録・みなし登録
-	52	建設業者として行う電気工事業の届出証明願	みなし登録

①

登録電気工事業者登録申請書

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 登録番号	

XXXX年 XX 月 XX 日

愛知県知事 殿

〒 XXX - XXXX

住 所

※ ○○市○○町○番地○○
○○ビル○-○号室

個人の場合は、個人の氏名を記載してください。
※営業所の名称ではありません。

氏名又は名称

株式会社○○電気

法人にあっては
代表者の氏名

代表取締役 ○○ ○○

不明の場合、空欄で構いません。

法人にあっては
法人番号

XXXXXXXXXXXXXX

電 話 番 号

XXX-XXX-XXXX

※ 住所は住民票、登記簿謄本どおりに記載すること。(団地、ビル等の名称と号室番号も記載)

電気工事の業務の適正化に関する法律第3条第1項の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

1 営業所等 (営業所ごとに記載すること。)

営 業 所 の 名 称	所 在 の 場 所	電 気 工 事 の 種 類
株式会社○○電気	○○市○○町○番地○○ ○○ビル○-○号室	一般用電気工作物等及び 自家用電気工作物

主任電気工事士等の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
○○ ○○	第 1 種 愛 知 県 第 XXXXXX 号

2 法人にあっては、その役員の氏名 (登記簿謄本に記載されている全ての役員(代表者を含む)を記載する。)
監査役は記載しないこと。

○○ ○○、△△ △△、□□ □□

- (備考) 1 ×印の項は、記載しないこと。
2 主任電気工事士等の氏名の欄には、その者が法第19条第2項に該当する場合にあっては※印を付すること。
3 電気工事の種類欄には、「一般用電気工作物等」又は「一般用電気工作物等及び自家用電気工作物」を記載すること。

②

登録電気工事業者更新登録申請書

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 登録番号	

XXXX 年 XX 月 XX 日

愛知県知事 殿

〒 XXX - XXXX

住 所

〇〇市〇〇町〇番地〇〇
〇〇ビル〇-〇号室

氏名 又は 名称

株式会社〇〇電気

法人にあっては
代表者の氏名

代表取締役 〇〇 〇〇

法人にあっては
法人番号

XXXXXXXXXXXXXX

電 話 番 号

XXX-XXX-XXXX

個人の場合は、個人の氏名を
記載してください。
※営業所の名称ではありません。

不明の場合、空欄で構いません。

※ 住所は住民票、登記簿謄本どおりに記載すること。(団地、ビル等の名称と号室番号も記載)

電気工事の業務の適正化に関する法律第3条第3項の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

1 現在の登録の年月日及び登録番号

登録年月日 令和 X 年 XX 月 XX 日

登録番号 愛知県知事登録 第 XXXXXX 号

2 営業所等 (営業所ごとに記載すること。)

営 業 所 の 名 称	所 在 の 場 所	電 気 工 事 の 種 類
株式会社〇〇電気	〇〇市〇〇町〇番地〇〇 〇〇ビル〇-〇号室	一般用電気工作物等及び 自家用電気工作物

主任電気工事士等の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
〇〇 〇〇	第 1 種 愛 知 県 第 XXXXX 号

3 法人にあっては、その役員の氏名 (登記簿謄本に記載されている全ての役員(代表者を含む)を記載する。 監査役は記載しないこと。)

〇〇 〇〇、△△ △△、□□ □□

- (備考)
- 1 ×印の項は、記載しないこと。
 - 2 主任電気工事士等の氏名の欄には、その者が法第19条第2項に該当する場合にあっては※印を付すること。
 - 3 電気工事の種類欄には、「一般用電気工作物等」又は「一般用電気工作物等及び自家用電気工作物」を記載すること。

4

個人→法人への譲渡の例

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

登録電気工事業者承継届出書

XXXX 年 XX 月 XX 日

愛知県知事 殿

〒 XXX - XXXX

住所 ※ ○○市○○町○番地○○
○○ビル○-○号室

氏名 又は 名称 株式会社○○電気

法人にあっては
代表者の氏名 代表取締役 ○○ ○○

不明の場合、空欄で構いません。

法人にあっては
法人番号 XXXXXXXXXXXXXXXX

電話番号 XXX-XXX-XXXX

※ 譲り受けた者の住民票、登記簿謄本どおりに記載すること。(団地、ビル等の名称と号室番号も記載)

登録電気業者の地位を承継したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因	相続・事業譲渡・合併・分割 (該当するものを○で囲むこと)
被承継者(譲り渡した者)が登録を受けた年月日及び登録番号	※1 令和 X 年 XX 月 XX 日 愛知県知事登録 第 XXXXXX 号
承継者(譲り受けた者)が登録を受けた年月日及び登録番号	※2 年 月 日 愛知県知事登録 第 号
被承継者(譲り渡した者)に関する登録証の添付の有無	有・無 (該当するものを○で囲むこと)

※1…譲り渡した者の登録証の内容を記載する。

※2…譲り受けた者が登録を有していない場合は、斜線を引くこと。

(備考) ×印の項は、記載しないこと。

⑤

個人→法人への譲渡の例

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

電気工事業譲渡証明書

XXXX 年 XX 月 XX 日

愛知県知事 殿

譲り渡した者	住 所	※ ○○市○○町○番地○○ ○○ビル○-○号室
	氏名 又は 名称	○○ ○○
	法人にあっては 代表者の氏名	
譲り受けた者	住 所	※ ○○市○○町○番地○○ ○○ビル○-○号室
	氏名 又は 名称	株式会社○○電気
	法人にあっては 代表者の氏名	代表取締役 ○○ ○○

※ 住所は住民票、登記簿謄本どおりに記載すること。(団地、ビル等の名称と号室番号も記載)

次のとおり電気工事業の譲渡について証明します。

- 1 登録を受けた年月日及び登録番号 (譲り渡した者の登録証の内容を記載すること)

登録年月日 令和 △ 年 △ 月 △ 日

登録番号 愛知県知事登録 第 XXXXXX 号

営業所について
記載してください。
※本店ではありません。

- 2 営業所の名称及び所在の場所並びに当該営業所の業務に係る電気工事の種類
(譲り渡した者の内容を記載すること。)

営業所の名称 ○○電気

営業所の所在地 ○○市○○町○番地○○ ○○ビル○-○号室

電気工事の種類 一般用電気工作物等及び自家用電気工作物

- 3 譲渡の年月日 (法人成りのときは、法人設立日を記載すること。)

○ 年 ○ 月 ○ 日

(備考) ×印の項は、記載しないこと。

6

相続人が一人の場合、⑦を使用

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

登録電気工事業者相続同意証明書

XXXX 年 XX 月 XX 日

愛知県知事 殿

証明者の項は、
登録電気工事業者の地位を
承継するものとして選定され
た者以外の相続人全員が記
名捺印してください。
3名以上の場合は、複数枚に
分けてください。

証明者 住 所 ○○市○○町○番地○○

氏 名 ○○ □□

印

証明者 住 所 ○○市○○町○番地○○

氏 名 ○○ △△

印

次のとおり電気工事業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人(譲り渡した者)の氏名及び住所

○○ ○○

○○市○○町○番地○○

- 2 登録の年月日及び登録番号 (譲り渡した者の登録証の内容を記載すること。)

登録年月日 令和 △ 年 △ 月 △ 日

登録番号 愛知県知事登録 第 XXXXXX 号

- 3 電気工事業者の地位を承継するもの(譲り受けた者)として選定された者の氏名及び住所
-
- (住民票どおりに記載すること。)

○○ ◎◎

○○市○○町○番地○○

- 4 相続開始の年月日

□ 年 □ 月 □ 日

- (備考) 1 証明者の項は、登録電気工事業者の地位を承継するものとして選定された者以外の
相続人全員が記名捺印する。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、
署名は必ず本人が自署するものとする。

7

相続人が2人以上の場合、⑥を使用

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

登録電気工事業者相続証明書

XXXX 年 XX 月 XX 日

愛知県知事 殿

証明者 住 所 □□市□□町□番地□□

氏 名 □□ □□

印

証明者 住 所 △△市△△町△番地△△

氏 名 △△ △△

印

※ 親戚、同業者等の二人以上の証明。

次のとおり登録電気工事業者について相続がありましたことを証明します。

1 被相続人(譲り渡した者)の氏名及び住所

〇〇 〇〇

〇〇市〇〇町〇番地〇〇

2 登録の年月日及び登録番号 (譲り渡した者の登録証の内容を記載すること。)

登録年月日 令和 △ 年 △ 月 △ 日

登録番号 愛知県知事登録 第 XXXXXX 号

3 登録電気工事業者の地位を承継した者(譲り受けた者)の氏名及び住所(住民票どおりに記載すること。)

〇〇 ◎◎

〇〇市〇〇町〇番地〇〇

4 相続開始の年月日

□ 年 □ 月 □ 日

- (備考)
- 1 証明者は、二人以上とすること。
 - 2 ×印の項は、記載しないこと。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

⑧

営業所の所在地と主任電気工事士を 変更する例

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

登録事項等変更届出書

XXXX年 XX月 XX日

愛知県知事 殿

本店の住所を書いてください。
※営業所の住所ではありません。

住

所

〒 XXX - XXXX

※ ○○市○○町○番地○○
○○ビル○-○号室

氏名 又は 名称

株式会社○○電気

住所、氏名又は名称が変わる場合は、
変更後の内容を書いてください。

にあっては
代表者の氏名

代表取締役 ○○ ○○

話 番 号

XXX-XXX-XXXX

※ 住所は住民票、登記簿謄本どおりに記載すること。(団地、ビル等の名称と号室番号も記載)

登録電気業者の登録事項に変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する

法律第10条第1項の規定により、登録証を添えて次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日及び登録番号

登録年月日 令和 X 年 XX 月 XX 日

法人成り同時の場合は、
前の登録日を引き継ぎます。

登録番号 愛知県知事登録 第 XXXXXX 号

2 変更事項の内容

名称や住所が変わる場合は、
変わるの「本店」か「営業所」か「両方」か
分かるように記載してください。

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
営業所の所在地 △△市△△町△番地△△	営業所の所在地 ○○市○○町○番地○○ ○○ビル○-○号室
主任電気工事士 △△ △△	主任電気工事士 ○○ ○○

3 変更年月日

○ 年 ○ 月 ○ 日

法人成り同時の場合は、
法人の設立年月日を書いてください。

4 変更の理由

(例) 営業所移転のため。
(例) 主任電気工事士定年による交代。

(備考) 1 ×印の項は、記載しない。

2 登録証の添付が必要でない場合は、「登録証を添えて」を削除すること。

⑨

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

電気工事業廃止届出書

XXXX年 XX 月 XX 日

愛知県知事 殿

〒 XXX - XXXX
住 所 ※ ○○市○○町○番地○○
○○ビル○-○号室
氏名 又は 名称 株式会社○○電気
法人にあっては
代表者の氏名 代表取締役 ○○ ○○
電 話 番 号 XXX-XXX-XXXX

※ 住所は、住民票、登記簿謄本どおりに記載すること。

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第11条の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日及び登録番号

登録年月日 令和 X 年 XX 月 XX 日

登録番号 愛知県知事登録第 XXXXXX 号

2 事業を廃止した年月日

○ 年 ○ 月 ○ 日

建設業許可取得の場合は、
建設業許可日を書いてください。

3 事業を廃止した理由

(例) 建設業許可取得のため

建設業許可取得の場合は、
開始手続き(21ページ)を
同時に出してください。

登録証を紛失している場合は、
「3 事業を廃止した理由」欄の下の余白に、
その旨を記載してください。

(備考) 1 ×印の項は、記載しない。

2 登録電気工事業者登録証を添付する。

10

登録証再交付申請書

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日
× 再交付年月日	年 月 日

XXXX 年 XX 月 XX 日

愛知県知事 殿

〒 XXX - XXXX
住 所 ※ ○○市○○町○番地○○
○○ビル○-○号室
氏名 又は 名称 株式会社○○電気
法人にあっては
代表者の氏名 代表取締役 ○○ ○○
電 話 番 号 XXX-XXX-XXXX

※ 住所は住民票、登記簿謄本どおりに記載すること。

登録証の再交付を受けたいので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第12条の規定により、次のとおり申請します。

1 登録の年月日及び登録番号

登録年月日 令和 X 年 XX 月 XX 日

登録番号 愛知県知事登録 第 XXXXXX 号

2 再交付の理由

紛失のため

(備考) ×印の項は、記載しない。

⑪

交付の例

登録電気工事業者登録簿 謄本交付(閲覧) 請求書

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日
× 交付年月日	年 月 日

XXXX 年 XX 月 XX 日

愛知県知事 殿

「交付」と「閲覧」のうち
目的外の字句を
消してください。

請求者 住 所 ○○市○○町○番地○○

氏名 又は 名称 ○○ ○○

電 話 番 号 XXX-XXX-XXXX

電気工事業の業務の適正化に関する法律第16条の規定により、登録電気工事業者登録簿の謄本
交付(閲覧)を次のとおり申請します。

- 1 謄本交付(閲覧)を請求しようとする登録電気工事業者の登録の年月日及び登録番号

登録年月日 令和 X 年 XX 月 XX 日

登 録 番 号 愛知県知事登録 第 XXXXXX 号

- 2 謄本交付の枚数(閲覧の回数)及び手数料の額

謄本 1 枚 手数料 600 円 (1枚につき600円)

~~閲覧 1 回 手数料 440 円 (1回につき440円)~~

- 3 謄本交付(閲覧)を請求する理由

(例) 取引のため 等

記載例のとおり目的外の字句を消してください。

(備考) 1 ×印の項は、記載しない。

2 目的に応じ謄本交付又は閲覧に関する字句を消すこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日
× 届出受理番号	

電気工事業開始届出書

XXXX年 XX 月 XX 日

愛知県知事 殿

〒 XXX - XXXX
 住 所 ※ ○○市○○町○番地○○
 ○○ビル○-○号室
 氏名 又は 名称 株式会社○○電気
 法人にあっては
 代表者の氏名 代表取締役 ○○ ○○
 電 話 番 号 XXX-XXX-XXXX

※ 住所は、住民票、登記簿謄本どおりに記載すること。(団地、ビル等の名称と号室番号も記載)

電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

許可年月日 令和 X 年 XX 月 XX 日

許可番号 愛知県知事許可 (般 - X) 第 XXXX 号

2 電気工事業を開始した年月日 (建設業許可日に同じ)

令和 X 年 XX 月 XX 日

電気工事業を開始した日は
建設業許可日と同じです。

3 営業所等

営 業 所 の 名 称	所 在 の 場 所	電 気 工 事 の 種 類
株式会社○○電気	○○市○○町○番地○○ ○○ビル○-○号室	一般用電気工作物等及び 自家用電気工作物
主任電気工事士等の氏名		電気工事士免状の種類及び交付番号
○○ ○○		第 1 種 愛 知 県 第 XXXXX 号

(備考) 1 ×印の項は、記載しないこと。

2 電気工事の種類欄には、「一般用電気工作物等」又は、「一般用電気工作物等及び自家用電気工作物」を記載すること。

3 主任電気工事士等の氏名欄には、その者が法第19条第2項に該当する場合にあっては※印を付すること。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

電気工事業に係る変更届出書

XXXX年 XX 月 XX 日

愛知県知事 殿

住所、氏名又は名称が変わる場合は、変更後の内容を書いてください。

〒 XXX - XXXX
 ※ ○○市○○町○番地○○
 ○○ビル○-○号室
 氏名又は名称 ※ 株式会社○○電気
 法人にあっては
 代表者の氏名 代表取締役 ○○ ○○
 電話番号 XXX-XXX-XXXX

(電気工事業届出番号 第 XXXXXX 号)

※ 住所、氏名又は名称は変更後の内容を記載すること。(団地、ビル等の名称と号室番号も記載)
 電気工事業の開始に伴う届出事項について変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化
 に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可

許可年月日 令和 X 年 XX 月 XX 日

許可番号 愛知県知事許可 (般-X) 第 XXXX 号

建設業許可の変更の場合は、
変更後の内容になります。

- 2 変更事項の内容

従前の内容	変更後の内容
営業所の所在地 △△市△△町△番地△△	営業所の所在地 ○○市○○町○番地○○ ○○ビル○-○号室
主任電気工事士 △△ △△ 建設業許可 愛知県知事許可 (般-Y)第XXXX号 平成Y年XX月XX日	主任電気工事士 ○○ ○○ 建設業許可 愛知県知事許可 (般-X)第XXXX号 令和X年XX月XX日

- 3 変更年月日

○ 年 ○ 月 ○ 日

建設業許可の変更の場合は、
1に記載した許可番号と
同じ内容になります。

- 4 変更の理由

(例) 営業所移転のため。
 (例) 主任電気工事士を交代したため。
 (例) 建設業許可更新のため

建設業許可の変更の場合は、
1に記載した許可年月日と
同じ内容になります。

(備考) ×印の項は、記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

電気工事業廃止届出書

XXXX年 XX 月 XX 日

愛知県知事 殿

〒 XXX - XXXX

住 所 ※ ○○市○○町○番地○○
○○ビル○-○号室

氏名 又は 名称 株式会社○○電気

法人にあっては
代表者の氏名 代表取締役 ○○ ○○

電 話 番 号 XXX-XXX-XXXX

(電気工事業届出番号 第 XXXXXX 号)

※ 住民票、登記簿謄本どおりに記載すること。

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

許可年月日 令和 X 年 XX 月 XX 日

許可番号 愛知県知事許可(般 - X) 第 XXXX 号

2 事業を廃止した年月日

○ 年 ○ 月 ○ 日

3 事業を廃止した理由

(例) 主任電気工事士退社のため

届出受理証を紛失している場合は、
「3 事業を廃止した理由」欄の下の余
白に、その旨を記載してください。

(備考) 1 ×印の項は、記載しない。

2 建設業者として行う電気工事業の届出受理証を添付する。

15

〔添付書類〕

(個人)

誓 約 書

XXXX年 XX 月 XX 日

愛知県知事 殿

承継手続き(18ページ参照)
の場合、譲り受けた者です。

申請者又は届出者 住 所 □□市□□町□番地□□

氏 名 □□ □□

私は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から
第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

※参考 電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項

- 一 この法律、電気工事士法第3条第1項、第2項若しくは第3項又は電気用品安全法第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
- 二 第28条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しないもの
- 三 登録電気工事業者であつて法人であるものが第28条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその登録電気工事業者の役員であつたものでその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- 四 第28条第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止したものであつてその停止の期間に相当する期間を経過しないもの

(備考) 申請者が個人のとき記入すること。

16

〔添付書類〕

(法人)

誓 約 書

XXXX 年 XX 月 XX 日

愛知県知事 殿

承継手続き(18ページ参照)の
場合、譲り受けた者です。

申請者又は届出者 住 所 □□市□□町□番地□□

名 称 株式会社□□電気

代表者の氏名 代表取締役 □□ □□

当社及び当社の役員は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

※参考 電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項

- 一 この法律、電気工事士法第3条第1項、第2項若しくは第3項又は電気用品安全法第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しないもの
- 二 第28条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しないもの
- 三 登録電気工事業者であつて法人であるものが第28条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその登録電気工事業者の役員であつたものでその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- 四 第28条第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止したものであつてその停止の期間に相当する期間を経過しないもの
- 五 法人であつて、その役員の中に前四号の一に該当する者があるもの

(備考) 申請者が法人のとき記入すること。

17

〔添付書類〕

誓 約 書

XXXX 年 XX 月 XX 日

愛知県知事 殿

申請者又は届出者 住 所 □□市□□町□番地□□

氏名又は名称 **株式会社□□電気**

法人にあっては
代表者の氏名 **代表取締役** □□ □□

下記の営業所に置く主任電気工事士は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

記

営業所の名称	主任電気工事士の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
株式会社□□電気	△△ △△	第一種 第△△△△△号

①8

〔添付書類〕

雇 用 証 明 書

XXXX 年 XX 月 XX 日

愛知県知事 殿

申請者又は届出者 住 所 □□市□□町□番地□□

氏名又は名称 株式会社□□電気

法人にあっては
代表者の氏名 代表取締役 □□ □□

下記の者は、私（当社）の従業員であることを証明いたします。

記

主任電気工事士の氏名	□□ □□
住 所	□□市□□町□番地□□
生 年 月 日・年 齢	〇〇〇〇 年 〇 月 〇〇 日 〇〇 才
雇 用 年 月 日	△△△△ 年 △ 月 △△ 日

19

〔添付書類〕

※2022年8月下旬からプラスチックカードの免状に移行しています。

電気工事士免状の写

第 種 電 気 工 事 士 免 状		第
	氏 名	
	生年月日	年
		年 月 日交付
	△△△△	知 事 印

紙の免状の場合、
顔写真のあるページを
コピーして貼付してください。

プラスチックカードの免状の場合、
表面をコピーして貼付してください。

(第一種電気工事士免状の保有者のみ)

講 習 受 講 記 録		
受講年月日	受 講 場 所	講 習 実 施

紙の免状の場合、
講習履歴部分をコピーして
貼付してください。

プラスチックカードの免状の場合、
裏面をコピーして貼付してください。

(備考) コピー等により複写したものを貼付してください。

主任電気工事士等実務経験証明書

下記1の電気工事士は、下記2のとおり電気工事に従事していた者に相違ありません。

XXXX年 X 月 X 日

愛知県知事 殿

証明者住所 ○○市○○町○番地○○
○○ビル○-○号室

氏名又は名称 株式会社○○電気

法人にあつては
代表者の氏名 代表取締役 ○○○○

電話番号 XXX-XXX-XXXX

登録(届出)番号 愛知県 第 XXXXXX 号

記

電気工事業法の番号です。
※建設業の許可番号ではありません。
※電気工事業法の登録(届出)がない場合、電気工事業法の規制の範囲内の電気工事を行えないため、実務経験を証明できません。

1 電気工事士	主任電気工事士の氏名	□□ □□
	生年月日・年齢	○○○○年 ○月○○日 ○○才
	現住所	□□市□□町□番地□□
	電気工事士免状の交付年月日	△△年 △月△△日
	免状交付番号	第2種 愛知県 第 XXXXXX 号

2 電気工事に従事した職歴

所属名

期

株式会社○○電気
XX営業所
○○担当

△△△△年△月△日～

□□□□年□月□日

※一般用電気工作物等の工事又は簡易電気
工事に係る実務経験の内容を記載すること。

(例) 一般住宅の屋内配線、
太陽光発電(50kw未満)の設置等

証明者と一致

一般用電気工作物等(一般用電気工作物及び小規模事業用電気工作物)の工事又は簡易電気工事以外の内容は記載しないでください。

3 証明者の事業内容

(例) 電気工事業、エアコン洗浄、引越業者等

(記載注意)

- 1 所属名は、○○営業所○○担当というように具体的に記入す
 - 2 業務の内容は、○○施設の屋内配線工事の施工業務等を具
なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。
- ※1 証明者が、愛知県外の都道府県知事又は経済産業大臣への登録又は届出をした電気工事業者のときは、「登録証又は届出受理通知書の写し」を提出すること。
- ※2 業務の内容に簡易電気工事に係る実務経験を記載する場合は、「認定電気工事従事者認定証の写し」を提出すること。

主任電気工事士の職歴がある場合は、「主任電気工事士として勤務」と明記してください。

主任電気工事士等実務経験証明書

(1)～(3)のうち、
該当するものを
○で囲んでください。

下記1の電気工事士は

- (1)登録申請者(届出者)本 人
(2)登録申請者(届出者)の役 員 であり、下記2のとおり、
(3)登録申請者(届出者)の従業員

電気工事に従事していることに相違ありません。

XXXX年 X 月 X 日

愛知県知事 殿

住 所 ○○市○○町○番地○○
○○ビル○-○号室

氏名又は名称 株式会社○○電気

登録申請者
(届出者)

法人にあつては
代表者の氏名 代表取締役 ○○ ○○

電 話 番 号 XXX-XXX-XXXX

登録(届出)番号 愛知県 第 XXXXXX 号

※ 法人のときは、実印(登記している代表者印)を押印すること。
記

電気工事業法の番号です。
※建設業の許可番号ではありません。
※電気工事業法の登録(届出)が
ない場合、電気工事業法の規制の
範囲内の電気工事を行えないため、
実務経験を証明できません。

1 電気工事士	主任電気工事士の氏名	□□ □□
	生 年 月 日 ・ 年 齢	○○○○ 年 ○ 月 ○○ 日 ○○ 才
	現 住 所	□□市□□町□番地□□
	電気工事士免状の交付年月日	△△ 年 △ 月 △△ 日
	免 状 交 付 番 号	第 2 種 愛知県 第 XXXXXX 号
2 電気工事士が登録申請者(届出者)の行う電気工事に従事した職歴		
所 属 名	期 間	業 務 の 内 容
株式会社○○電気 XX営業所 ○○ 担当	△△△△ 年 △ 月 △ 日 ~ □□□□ 年 □ 月 □ 日	※ 一般用電気工作物等の工事又は簡易電気 工事に係る実務経験の内容を記載すること。 (例) 一般住宅の屋内配線、 太陽光発電(50kw未満)の設置 等

証明者と一致

(記載注意)

1 この証明書は、被証明者1人につき作成すること。

2 (1)、(2)、(3)については、該当するものに○で囲むこと。

3 所属名は、○○営業所○○担当というように具体的に記入

4 業務の内容は、○○施設の屋内配線工事の施工業務等を

なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。

※ 業務の内容に簡易電気工事に係る実務経験を記載する場合は、「認定電気工事従事者認定証の写し」を提出すること。

主任電気工事士の職歴がある場合は、
「主任電気工事士として勤務」と明記
してください。

一般用電気工作物等(一般用電気工作物及び小規模事業用電気工作物)の工事又は簡易電気工事以外の内容は記載しないでください。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

電気工事業承継証明書

XXXX年 X 月 X 日

愛知県知事 殿

被承継者 住 所 ※ ○○市○○町○番地○○
○○ビル○-○号室

(譲り渡した者) 名 称 株式会社○○電気

代表者の氏名 代表取締役 ○○ ○○

承継者 住 所 ※ ○○市○○町○番地○○
○○ビル○-○号室

(譲り受けた者) 名 称 ○○ ○○

代表者の氏名

※ 住所は、住民票、登記簿謄本どおりに記載する。

次のとおり電気工事業の承継について証明します。

- 1 登録を受けた年月日及び登録番号 ※ 譲り渡した者の登録証の内容を記載する。

登録年月日 令和 △ 年 △ 月 △ 日

登録番号 愛知県知事登録 第 XXXXXX 号

- 2 営業所の名称及び所在の場所並びに当該営業所の業務に係る電気工事の種類

営業所の名称 株式会社○○電気

営業所の所在地 ○○市○○町○番地○○ ○○ビル○-○号室

電気工事の種類 一般用電気工作物等及び自家用電気工作物

- 3 承継の年月日

○ 年 ○ 月 ○ 日

(備考) ×印の項は、記載しないこと。

電 気 工 事 業 者 カ ー ド

※太枠の中だけご記入ください。

登録・届出番号	愛知県知事（登録・届出）第	新規又は旧番号
〃 年月日	年 月 日	
ふりがな	かぶしきがいしゃ〇〇でんき	
氏名又は名称	株式会社〇〇電気	個人事業主は「氏名」を 法人は「会社名」を記入
住 所	〒 XXX - XXXX 〇〇市〇〇町〇番地〇〇 〇〇ビル〇-〇号室 電話番号（XXX）XXX - XXXX	個人…申請者住所を記入 法人…会社登記所在地を記入
ふりがな	かぶしきがいしゃ〇〇でんき	
営業所の名称	株式会社〇〇電気	個人…屋号・商号を記入 法人…会社名を記入
営業所の所在地	〒 XXX - XXXX 〇〇市〇〇町〇番地〇〇 〇〇ビル〇-〇号室 固定電話（XXX）XXX - XXXX 携帯電話（XXX）XXX - XXXX	主任電気工事士がいる 営業所の所在地を記入 昼間の連絡が可能な電話番号 を記入
電気工事の種類	一般用電気工作物等	自家用電気工作物

電気工事士等	氏 名	電 気 工 事 士 免 状 の 種 別 と 番 号			認定電気工事従事者認定証	
		都道府県	種 別	番 号	産業保安監督部	番 号
記 入 例	愛知 太郎	愛知 県	第 2 種	第 123456 号	中部近畿	第 7890 号
主任電気工事士	〇〇 〇〇	愛知 県	第 1 種	第 XXXXXX 号		第 号
有資格従業員 1	□□ □□	愛知 県	第 2 種	第 000000 号	中部近畿	第 9999 号
〃 2		県	第 種	第 号		第 号
〃 3		県	第 種	第 号		第 号

(注1) 電気工事士免状の第1種・第2種両方取得者は、「第1種電気工事士免状」の番号等を記入

(注2) 旧電気工事士免状(昭和62年8月31日までに取得)だけの場合は、種別に「第2種」

(注3) 「認定電気工事従事者認定証」欄は、取得者のみ記入

法 定 備 付 器 具			
電気工事	品 名	型 式	製造者(メーカー)
般 自	①絶縁抵抗計	〇〇〇〇	株式会社〇〇
般 自	②接地抵抗計	〇〇〇〇	株式会社〇〇
般 自	③回路計	〇〇〇〇	株式会社〇〇
自	④高圧検電器	〇〇〇〇	株式会社〇〇
自	⑤低圧検電器	〇〇〇〇	株式会社〇〇
(注) 自	⑥継電器試験装置	〇〇〇〇	株式会社〇〇
(注) 自	⑦絶縁耐力試験装置	〇〇〇〇から借用	

継電器試験装置と絶縁耐力試験装置は、借用先の名称記入でも可。
その場合、「(借用先)から借用」と記入してください。

太枠の中だけ
記入してください。

法定備付器具について

・電気工事の種類が一般用
電気工作物等のみの場合は
①②③を必ず記入

・電気工事の種類が一般用
電気工作物等及び自家用電
気工作物の場合は
①～⑦すべてを記入

自家用電気工作物の場合
①～⑦すべての欄の
記入が必要です。

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

建設業者として行う電気工事業の届出証明願

XXXX 年 XX 月 XX 日

愛 知 県 知 事 殿

〒 XXX - XXXX
 住 所 ※ ○○市○○町○番地○○
 ○○ビル○-○号室
 氏名 又は 名称 株式会社○○電気
 法人にあっては
 代表者の氏名 代表取締役 ○○ ○○
 電 話 番 号 XXX-XXX-XXXX

電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項による届出をしていることを証明してください。

- 届出年月日 令和 △ 年 △ 月 △ 日
- 届出番号 愛知県知事 届出 第 XXXXXX 号
- 電気工事の種類 一般用電気工作物等及び自家用電気工作物
- 証明を依頼する理由 ○○で必要なため

(備考) ×印の項は、記載しないこと。

第 4 電気工事士法について

第4 電気工事士法について

1 法律の目的

この法律は、電気工事（一般用電気工作物等及び自家用電気工作物（最大電力 500kw 未満の需要設備に限る。））の作業に従事する者の資格及び義務を定め、もって電気工事の欠陥による災害の発生防止に寄与することを目的とする。

（・制定 「昭和 35 年 8 月 1 日」 ・主な改正 「昭和 62 年 9 月 1 日」）

2 電気工事士等の資格と作業範囲

電気工事の作業に従事する者の資格として、「第一種電気工事士」、「第二種電気工事士」、「特種電気工事資格者」及び「認定電気工事従事者」の 4 種類の資格があります。

これらの有資格者でなければ、従事することができない電気工事の作業範囲は下図のとおりです。

電気工事士等の資格と従事できる作業範囲の関係

電気工事の 種 類	一般用電気 工作物等（※ 1）に係る電 気工事	事 業 用 電 気 工 作 物				
		自家用電気工作物に係る電気工事			最大電力 500kw 以上の需要設 備、発電所、変電 所に係る工事	電気事業の用に 供する電気工作 物に係る工事
		最大電力 500kw 未 満 の 需 要 設 備				
		① 右 記 ②③ 以 外 の 電 気 工 事	②特殊電気工事 （ネオン工事及び 非常用予備発電装 置工事）	③簡易電気工 事（600V 以下 で使用する設 備の工事）		
電気工事士 法上におけ る必要な資 格	第一種電気 工事士免状 又は 第二種電気 工事士免状	第一種電気工 事士免状	特種電気工事資格 者認定証（※2）	第一 種 電 気 工 事士免状 又は 認定電気工事 従事者認定証 （※2）	電気工事士法上 における 規制なし	電気工事士法上 における 規制なし

※1 4 ページ参照

※2 認定電気工事従事者及び特種電気工事資格者の各認定証は、所轄の産業保安監督部長が交付します。
(84 ページ参照)

3 電気工事士免状交付申請手続き

(1) 交付、再交付、書換えの手続きについて

84 ページの連絡先（防災安全局防災部消防保安課産業保安室）にお問い合わせください。

また、インターネット上でも申請書類の様式や手続き方法をご案内しています。(60 ページ)

(2) 住所変更の場合

住所の変更については、手続きは必要ありません。

4 電気工事士等の義務

電気工事士、特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者が、電気工事の作業に従事するときの義務として、次のことが定められています。

- (1) 電気工事士等は、電気設備技術基準に適合するように電気工事の作業をしなければならない。
(法第5条第1項)
- (2) 電気工事士等は、電気工事の作業に従事するときは、免状又は認定証を携帯していなければならない。(法第5条第2項)
- (3) 電気工事士等は、都道府県知事から電気工事の業務に関して報告を求められたときには、報告しなければならない。(法第9条)
- (4) 第一種電気工事士は、経済産業省令で定めるやむを得ない事由がある場合を除き、**免状の交付を受けた日から5年以内ごとに、経済産業大臣の指定する者が行う自家用電気工作物の保安に関する講習（定期講習）を受けなければならない。**(法第4条の3)

<参考>

経済産業省令で定める「やむを得ない事由」とは、次のとおり（施行規則第9条の8）

- 一 海外出張をしていたこと。
- 二 疾病にかかり、又は負傷したこと。
- 三 災害に遭ったこと。
- 四 法令の規定により身体の一部を拘束されていたこと。
- 五 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じたこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣がやむを得ないと認める事由があったこと。

5 電気工事士免状の返納

- (1) 都道府県知事は、電気工事士が電気工事士法又は電気用品安全法第28条第1項の規定に違反したときは、その電気工事士免状の返納を命ずることができます。
- (2) 高齢、病気等の理由により今後電気工事に従事しないという方であって定期講習受講の意思のない方は、自主的にその免状を返納することができます。

59ページの第一種電気工事士免状返納届出書に免状を添えて、郵送してください。

なお、返納後は、第一種電気工事士の資格が必要な業務には携わることができなくなりますので、よくご検討の上、お届け出ください。

<参考>

◎ 電気工事士（第一種・第二種）の試験事務を行う実施機関

一般財団法人電気技術者試験センター

〒104-8584 東京都中央区八丁堀2-9-1 R B M東八重洲ビル8階

電 話 (03) 3552-7691

URL : <https://www.shiken.or.jp/>

○ 第一種電気工事士の定期講習について

第一種電気工事士の皆さんに義務づけられている自家用電気工作物の保安に関する講習（定期講習）については、平成 25 年度から（平成 25 年 4 月以降）は、複数の団体・企業が行う講習をご自分で選択して受講する制度となりました。

各講習機関では受講者の事前登録を受け付けており、登録先の講習機関の講習開催予定などのご案内が届くようになります。登録方法については、各講習機関に直接お問い合わせください。なお、登録は複数機関にさせていただいても構いません。

◎ 第一種電気工事士の定期講習実施機関

経済産業省のホームページ（以下の URL）に掲載されています。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/koji_koshu.html

指定講習機関（令和 5 年 4 月 1 日更新）		
指定年月日・指定番号	指定講習機関の名称・連絡先	ホームページアドレス (PC 用サイト)
平成 24 年 8 月 31 日 経済産業大臣指定第 1 号 (令和 4 年 8 月 31 日更新)	一般財団法人電気工事技術講習センター 東京都港区新橋 4 丁目 7 番 2 号 6 東洋海事ビル 4 階 TEL:03-3435-0897 (平日 9:00~17:15)	http://www.eei.or.jp/ 
平成 24 年 8 月 31 日 経済産業大臣指定第 3 号 (令和 4 年 8 月 31 日更新)	株式会社日建学院 第一種電気工事士定期講習本部事務局 東京都豊島区池袋 2 丁目 3 8 番 2 号 TEL:03-3988-1175 (平日 9:00~18:00)	http://www.nik-g.com/ 
平成 24 年 8 月 31 日 経済産業大臣指定第 4 号 (令和 4 年 8 月 31 日更新)	株式会社総合資格学院法定講習センター 電気講習係 東京都新宿区西新宿 1 丁目 2 6 番 2 号 TEL:03-3340-3081 (平日 10:30~18:30)	http://hotei.shikaku.co.jp/ 
令和 3 年 10 月 25 日 経済産業大臣指定第 6 号	株式会社テストイベント企画 東京都中央区銀座六丁目 4 番 8 号曾根ビル 9 0 4 号 TEL:03-6263-8454 (平日 9:30~18:30)	https://www.denki-teiki.com/ 

※ 上記リンク先について、セキュリティソフトウェアを最新のものに更新する等して、正規のホームページにリンクしているか十分ご注意ください。

※ 平成 25 年度以降の講習については、令和 5 年 4 月 1 日時点で、上の 4 団体以外は経済産業大臣の指定を受けた講習機関ではありませんので、これらの団体以外の者からの定期講習受講申込みをうたった案内や、個人情報の提供依頼には十分ご注意ください。

電気工事士でなくても作業ができる軽微な工事（電気工事士法施行令第1条）

- 一 電圧600ボルト以下で使用する差込み接続器、ねじ込み接続器、ソケット、ローゼットその他の接続器又は電圧600ボルト以下で使用するナイフスイッチ、カットアウトスイッチ、スナップスイッチその他の開閉器にコード又はキャブタイヤケーブルを接続する工事
- 二 電圧600ボルト以下で使用する電気機器（配線器具を除く。以下同じ。）又は電圧600ボルト以下で使用する蓄電池の端子に電線（コード、キャブタイヤケーブル及びケーブルを含む。以下同じ。）をねじ止めする工事
- 三 電圧600ボルト以下で使用する電力量計若しくは電流制限器又はヒューズを取り付け、又は取り外す工事
- 四 電鈴、インターホーン、火災感知器、豆電球その他これらに類する施設に使用する小型変圧器（二次電圧が36ボルト以下のものに限る。）の二次側の配線工事
- 五 電線を支持する柱、腕木その他これらに類する工作物を設置し、又は変更する工事
- 六 地中電線用の暗渠又は管を設置し、又は変更する工事

電気工事士でなければできない作業の種類（電気工事士法施行規則第2条）

- イ 電線相互を接続する作業（電気さく（定格一次電圧300ボルト以下であって感電により人体に危害を及ぼすおそれがないように出力を制限することができる電気さく用電源装置から電気を供給されるものに限る。以下同じ。）の電線を接続するものを除く。）
- ロ がいしに電線（電気さくの電線及びそれに接続する電線を除く。ハ、ニ及びチにおいて同じ。）を取り付け、又はこれを取り外す作業
- ハ 電線を直接造営材その他の物件（がいしを除く。）に取り付け、又はこれを取り外す作業
- ニ 電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物に電線を収める作業
- ホ 配線器具を造営材その他の物件に固定し、若しくはこれを取り外し、又はこれに電線を接続する作業（露出型点滅器又は露出型コンセントを取り換える作業を除く。）
- ヘ 電線管を曲げ、若しくはねじ切りし、又は電線管相互若しくは電線管とボックスその他の附属品とを接続する作業
- ト 金属製のボックスを造営材その他の物件に取り付け、又はこれを取り外す作業
- チ 電線、電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物が造営材を貫通する部分に金属製の防護装置を取り付け、又はこれを取り外す作業
- リ 金属製の電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物又はこれらの附属品を、建造物のメタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの部分に取り付け、又はこれを取り外す作業
- ヌ 配電盤を造営材に取り付け、又はこれを取り外す作業
- ル 接地線（電気さくを使用するためのものを除く。以下この条において同じ。）を自家用電気工作物（自家用電気工作物のうち最大電力500キロワット未満の需要設備において設置される電気機器であって電圧600ボルト以下で使用するものを除く。）に取り付け、若しくはこれを取り外し、接地線相互若しくは接地線と接地極（電気さくを使用するためのものを除く。以下この条において同じ。）とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業
- ヲ 電圧600ボルトを超えて使用する電気機器に電線を接続する作業

第一種電気工事士免状返納届出書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

(提出者) 住所

氏名

電話番号

(本人死亡の場合は届出者の住所・氏名・電話番号)

電気工事士法第4条第2項の規定により交付を受けた第一種電気工事士免状を、下記の理由により返納したいので、次のとおり届け出ます。

記

1 免状取得者

(ふりがな)

氏 名

生年月日 大・昭・平 年 月 日

2 免状番号及び交付年月日

番 号 愛知県第 号

交付年月日 年 月 日

3 返納理由 (該当するものに○を付けてください。)

高齢 ・ 病気 ・ 今後従事しない ・ 死亡 ・ その他 ()

4 免状の有無 (該当するものに○を付けてください。)

有 ・ 無

本届出書提出先 〒460-8501 (県庁固別郵便番号：所在地記載不要)

愛知県 防災安全局 防災部 消防保安課 産業保安室 電気・火薬グループ

電話 052-954-6199

〈 提出物…本届出書、免状 (4で「有」の方) 〉

電気工事士免状申請書のダウンロード方法

申請様式は、愛知県の公式Webサイト（<https://www.pref.aichi.jp/>）に掲載しています。なお、URLは予告なしに変更する場合があります。

愛知県公式Webサイト右上のサイト内検索に、下表に記載された「ページID」を入力して検索してください。詳しくは、13 ページを参照してください。



【手続き一覧】

手続き	ページ ID
第一種電気工事士免状交付申請（新規）	0376147
第一種電気工事士免状の返納	0242304
第二種電気工事士免状交付申請（新規）	0376148
再交付	0367154
書換え	0367155

第5 電気用品安全法について

第5 電気用品安全法について

1 法律の目的

この法律は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的とする。

(「平成13年4月1日」施行 ※旧 電気用品取締法(「昭和36年11月16日」法律第234号))

2 電気用品とは

この法律の適用を受ける「電気用品」の全体の範囲を、次のように定義しています。

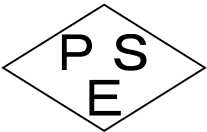
- (1) 一般用電気工作物等(4ページ参照)の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料であって、政令で定めるもの。
- (2) 携帯発電機であって、政令で定めるもの。
- (3) 蓄電池であって、政令で定めるもの。〔平成19.11.20より適用〕

電気用品は、一般家庭、商店、事務所などで使用される電気器具(家電製品や屋内配線工事に使用する電線、電線管等の配線材料、器具類など)のうちから個別に指定されています。

3 特定電気用品と特定電気用品以外の電気用品

電気用品は、構造又は使用方法その他の使用状況からみて、特に危険又は障害の発生する恐れが多いと考えられるものを「特定電気用品」といい、それ以外の電気用品を「特定電気用品以外の電気用品」として区分しています。

4 電気用品に付される表示

電気用品の区分け	特定電気用品	特定電気用品以外の電気用品
表示マーク	 このマークを表示するスペースがない電線、ヒューズ、配線器具等にはマークの代わりに(PS)Eマークを使用することができる。	 このマークを表示するスペースがない電線、ヒューズ、配線器具等にはマークの代わりに(PS)Eマークを使用することができる。
他の表示事項	上記マークに加えて、登録検査機関のマーク、製造事業者等の名称(略称、登録商標)、定格消費電力等が表示される。	上記マークに加えて、製造事業者等の名称(略称、登録商標)、定格電圧、定格消費電力等が表示される。

5 販売及び使用の規制

- (1) 電気用品販売事業者は、所定の表示のあるものでなければ販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。
- (2) 電気事業者、自家用電気工作物の設置者及び電気工事士は、所定の表示のない電気用品を電気工作物の設置又は変更の工事に使用してはならない。

6 旧 電気用品取締法の適用を受けた電気用品の取り扱い

(1) 「平成 13 年 4 月 1 日」施行時点

電気用品取締法の表示〔旧表示・マーク、マーク等〕が付されている市場在庫品は、電気用品安全法の施行後、政令で定められた販売猶予期間（※）内は、旧表示が「電気用品安全法の表示（新表示・PSE マーク）」とみなされるので、販売・使用できるが、この期間を過ぎると販売・使用することができないこととされていました。

※販売猶予期間 … 電線類 7 年〔平成 20 年 3 月末まで〕、
配線器具類・電線管類 10 年〔平成 23 年 3 月末まで〕

改 正

(2) 「平成 19 年 12 月 21 日」改正

「平成 19 年 11 月 21 日」公布の法改正（「平成 19 年 12 月 21 日」施行）により、旧電気用品取締法による表示は、電気用品安全法の表示とみなされることとなりました。

従って、旧法表示が付された電気用品については、そのまま販売、使用ができます。

<電気用品販売事業者の皆様へ>

電気用品安全法が改正されて以下のような旧電気用品取締法（以下「旧法」という。）表示（マーク等）のある電気用品は、現行法表示（PSE マーク）があるものとみなされ、平成 19 年 12 月 21 日より簡易製造事業の届出や自主検査などの手続きを要せず、そのまま販売できるようになります。

旧法（甲種電気用品）の表示例

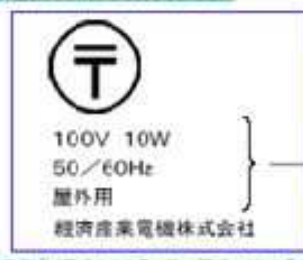
・無表示（平成 13 年 3 月 31 日以前）



製品により配線
事項が異なる

旧法（乙種電気用品）の表示例

・表示例 1（平成 7 年 6 月 30 日以前）



製品により配線
事項が異なる

・表示例 2（平成 7 年 7 月 1 日～平成 13 年 3 月 31 日）



製品により配線
事項が異なる

※経過措置期間の 5 年（H19 年 3 月末まで）、7 年（H20 年 3 月末まで）、10 年（H25 年 3 月末まで）の製品の全てが対象となります。

7 長期使用製品安全点検制度及び長期使用安全表示制度について

(「平成 21 年 4 月 1 日」施行)

経済産業省のホームページ（以下の URL）に掲載されています。

https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07_tyouuki.html

(1) 長期使用製品安全点検制度(消費生活用製品安全法)

所有者自身による保守が難しい設置型の製品で、経年劣化によって火災や死亡事故などの重大事故を起こすおそれがある製品を「特定保守製品」とし、その製造・輸入事業者、販売事業者等、関連事業者、消費者等それぞれが適切に役割を果たして経年劣化による製品事故を防止する制度です。

○対象製品…石油給湯器、石油ふろがま

※令和 3 年 8 月 1 日、消費生活用製品安全法施行令が改正され、対象品目が一部削除されました。(削除された品目：FF 式石油温風暖房機、浴室用電気乾燥機、ビルトイン式電気食器洗機、屋内式ガス瞬間湯沸器、屋内式ガスふろがま)

○販売業者の責務…製品の標準使用期間、点検等の保守、製造・輸入事業者への所有者登録（「お客様カード」）の必要性を製品の取得者(所有者)に説明する。

○設置事業者、修理事業者の責務…対象製品の設置又は修理依頼の際、所有者に対して、点検を行う必要性、所有者登録(変更)の必要性を説明する(特に、引越に伴う移設やリフォーム工事の際)

(2) 長期使用製品安全表示制度(電気用品安全法)

経年劣化による重大事故の発生率は高くないものの、事故件数が多い製品について、設計上の標準使用期間と経年劣化についての注意喚起等の表示が義務化されました。

○対象製品…扇風機、換気扇、エアコン、ブラウン管テレビ、全自動洗濯機、2 槽式洗濯機

○販売業者の責務…店頭での販売時に、制度や標準使用期間について説明する。

第 6 電気保安の確保について

第6 電気保安の確保について

1 はじめに

今日、電気は家庭生活から産業活動にいたるあらゆる社会活動の基盤となるエネルギーとして欠くことができないものとなっており、生活のすみずみまで電気の利用がゆきわたっている現在、電気による人身事故その他災害の与える社会的影響は大きく、いずれも尊い人命や貴重な財産を失うことになります。

「令和5年度電気保安統計」〔経済産業省商務情報政策局産業保安グループ電力安全課〕によれば、「電気火災事故」は年間9件（対前年比±0件）、「感電死傷事故」は年間52件（対前年－6件）、発生しています。

これらの電気による被害を防止するため、電気工事に携わる皆さま方に、今後の参考としていただけるよう電気保安の確保について、電気事業法に基づき中部電力パワーグリッド㈱が実施している、一般用電気工作物の竣工調査結果の中から特に多い不適合工事について、これらに関連する電気設備の技術基準等を交えてご紹介します。

一般用電気工作物調査結果の推移（愛知県）

区 分		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
調査数（件）		221,110	231,608	217,813	197,273	192,997
不良数（件）		1,931	2,487	2,610	1,793	2,150
不良率（％）		0.87	1.07	1.20	0.91	1.11
不良の内訳	保安開閉装置	10％	14％	10％	12％	13％
	接地関係	71％	76％	78％	80％	79％
	配線関係	16％	8％	9％	5％	5％
	電線関係	2％	1％	2％	2％	2％
	その他	1％	1％	1％	1％	1％

（不良内訳詳細）

保安開閉装置：漏電遮断器・開閉器容量不適、ブレーカの種類不適、ブレーカの取付状況不良、漏電遮断器・開閉器動作不良、端子のネジ締付不良

接 地 関 係：接地抵抗値不良、接地線接続不良、機器接地取付不良

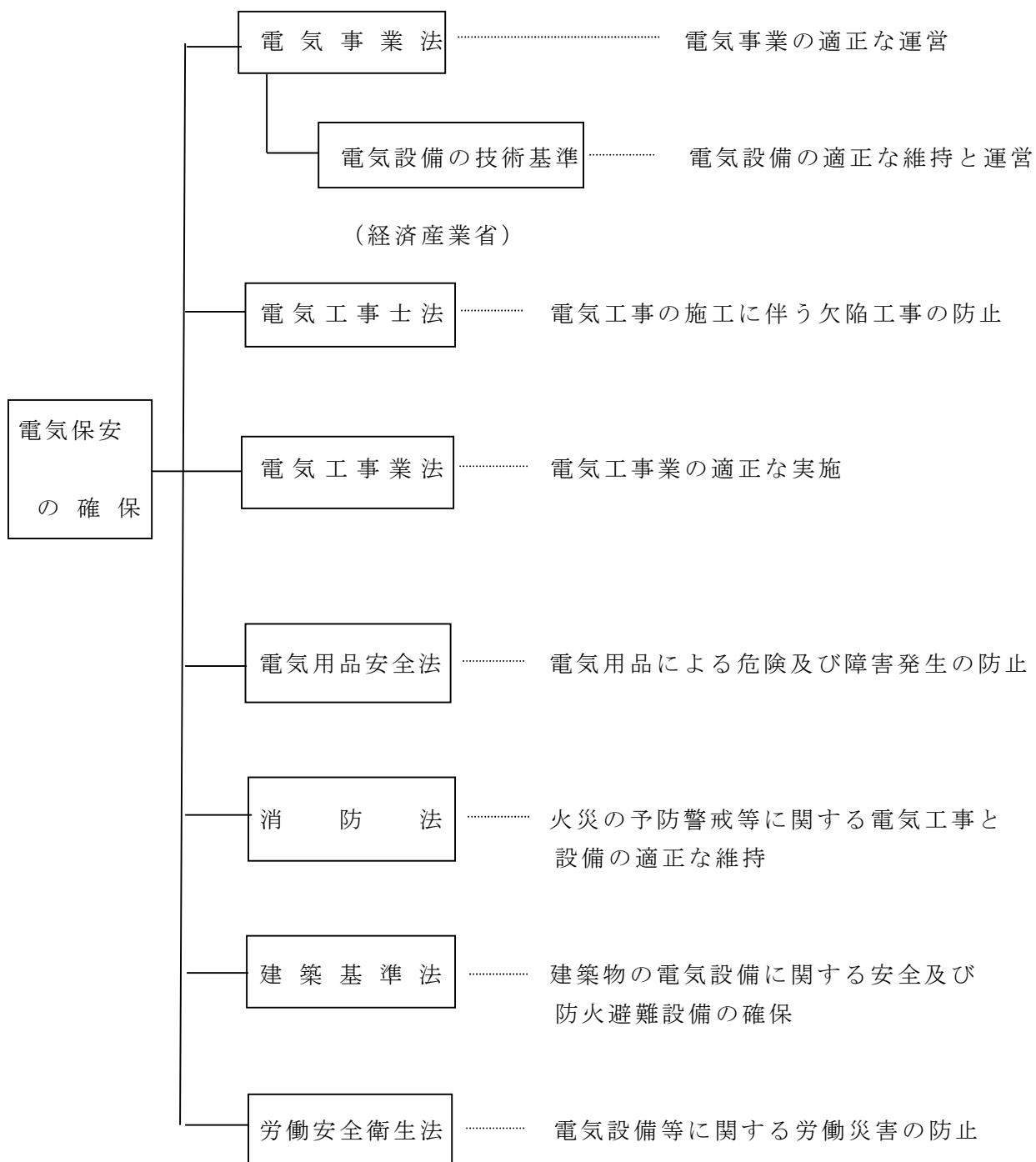
配 線 関 係：絶縁抵抗値の不良、電線損傷又はその恐れ、分電盤内の不良

電 線 関 係：電線の固定不良、電線の種類・太さ不適

そ の 他：引込線取付高さ不足

2 電気保安の確保に関する法規制

電気保安の確保に関する法体系は次のとおりです。



これらの法律が忠実に守られて初めて電気保安の確保がなされるといえます。

例えば、施工面では「電気設備の技術基準」において保安確保に必要な技術的基準が定められ、「電気工事士法」の「第5条 電気工事士等の義務」では、これを遵守すべきことを定めています。

なお、「電気事業法」の「第57条 調査の義務」では、電力会社に対して一般用電気工作物が電気設備の技術基準に適合しているかどうか調査の義務を課し、一般用電気工作物所有者等の保安義務を補完しています。

3 不良工事の実態

電気事業法に定める一般用電気工作物竣工時の調査における不適合工事の実態は、保安上重要である「接地工事」・「遮断器工事」・「電線の種類・太さ」に関する不適合が大多数を占めており、その具体的内容は次のとおりです。

(1) 接地工事

- ・ 接地抵抗値が規定値に満たない。
- ・ 接地の必要箇所に接地の取付がない。

(2) 遮断器工事

- ・ 過電流遮断器の必要箇所に取付がない。
- ・ 漏電遮断器の必要箇所に取付がない。
- ・ 遮断器の容量が適切でない。

(3) 電線の種類・太さ

- ・ 電線の許容電流が不足している。

4 不適合工事に関する電気設備の技術基準

(1) 接地工事

電路に施設する機械器具の金属製の台及び外箱には、次の表の左欄に掲げる機械器具の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる接地工事を施すことと規定されています。（解釈第29条 機械器具の金属製外箱等の接地）

機械器具の区分	接地工事	接地抵抗値
300V以下の低圧用のもの	D種接地工事	100Ω
300Vを超える低圧用のもの	C種接地工事	10Ω
高圧用又は特別高圧用のもの	A種接地工事	10Ω

電気機械器具では、一般に通電部分と鉄台、外箱等との間は絶縁されていますが、巻線、ブッシング等の絶縁が劣化してこれらの部分に漏電して危険を生ずることがあります。

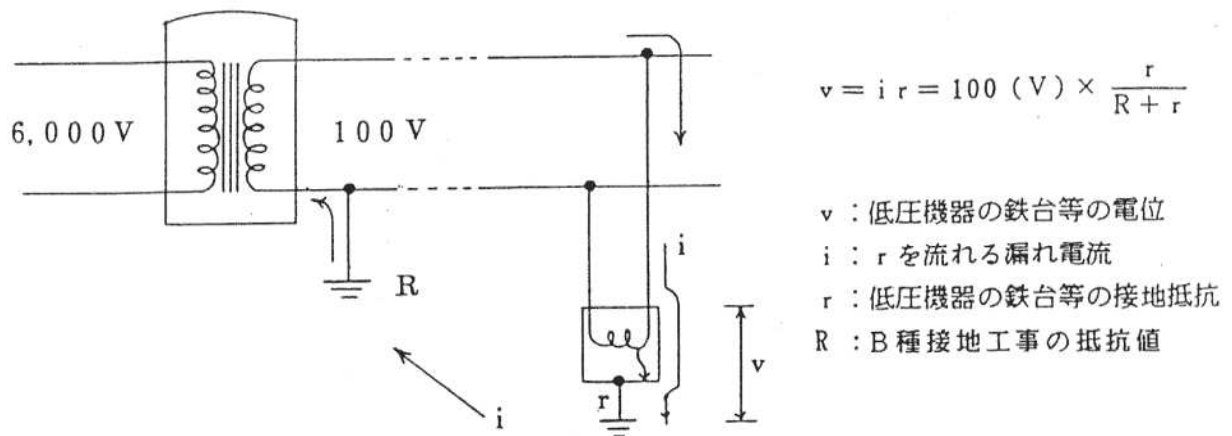
漏電して充電されているこの鉄台等に人が触れると感電する恐れがあります。

このため、漏れ電流による危険を低減するために金属製の台及び外箱には接地するよう規定しています。

なお、300V以下の低圧用のものはD種接地工事（100Ω以下）を施せばよいことになっていますが、通常300V以下の低圧電路には、変圧器施設箇所でB種接地工事が施されているので、非接地側電線の部分で完全接触した場合には、図の例に見られるように循環電流によって金属製外箱等にはその接地抵抗値とB種接地工事の

抵抗値との比によって決まる電位があらわれます。

したがって、金属製外箱等の接地抵抗値は、低圧電路のB種接地工事の抵抗値との協調を図り、なるべく低い値とすることが望まれます。



(2) 遮断器工事

ア 過負荷保護装置

屋内に設置する電動機（定格出力が0.2kW以下のものを除く。）には、電動機が焼損する恐れがある過電流を生じた場合に自動的にこれを阻止し、又はこれを警報する装置を設けることが規定されています。（解釈第153条 電動機の過負荷保護装置の施設）

電動機の分岐回路に設けられた過電流遮断器は、主として分岐回路の電線の短絡保護のための装置であり、電動機の始動電流に対して余裕を必要とするので、その定格又は整定値は、電動機の過負荷保護又は欠相による過電流には不適當であります。

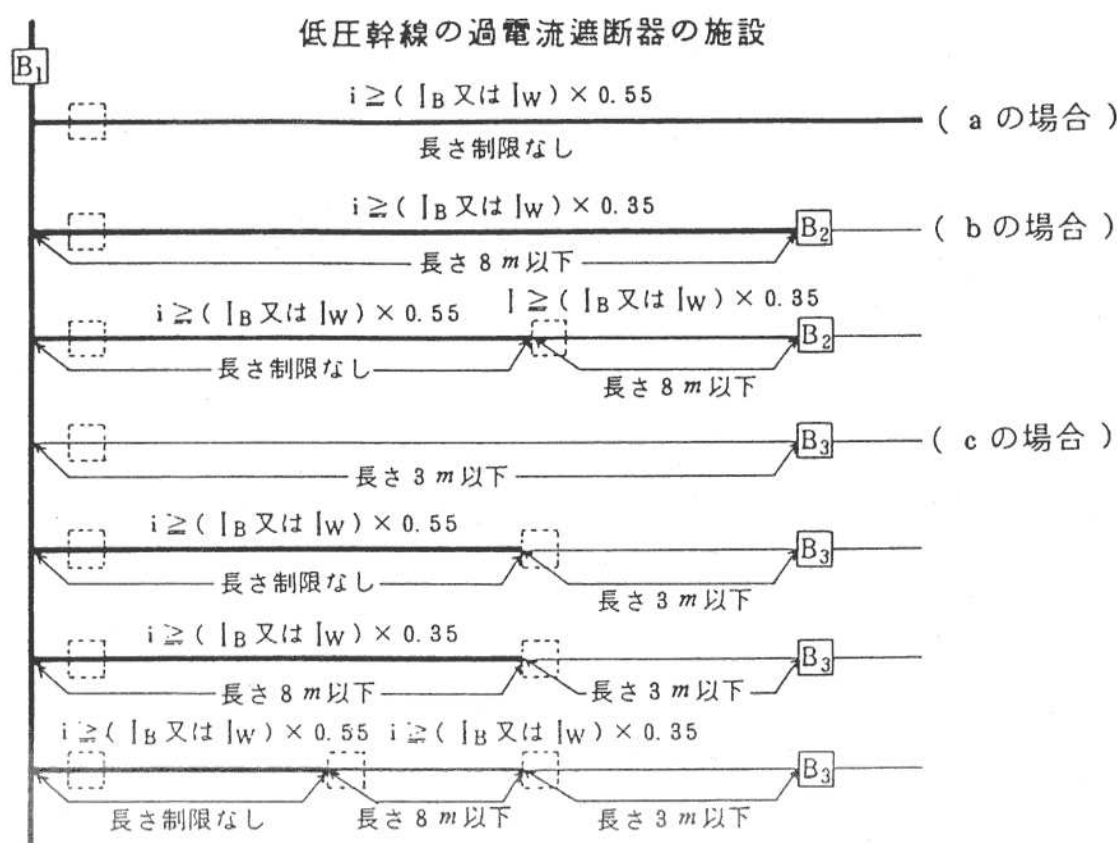
このため、長時間過負荷又は欠相による過電流が通じたまま運転されることにより電動機が過熱し、火災の原因となるのを防止することを目的として規定しています。

イ 過電流遮断器

低圧屋内幹線の電源側電路には、当該低圧屋内幹線を保護する過電流遮断器を施設することが規定されています。（解釈第148条 低圧幹線の施設）

幹線は端末にいくほど細い電線を使用する場合が多いので、電線のサイズ（許容電流）の異なる部分のうち、電源側の過電流遮断器の定格電流では保護できない部分にそれより負荷側の電線を保護できる過電流遮断器を設けることを規定しています。

これを図示すると次のようになります。



〔備考〕記号の意味は、次のとおりである。

- (1) B_1 : 太い幹線を保護する過電流遮断器
- (2) B_2 : 細い幹線を保護する過電流遮断器又は分岐回路を保護する過電流遮断器
- (3) B_3 : 分岐回路を保護する過電流遮断器
- (4) $\square$: 省略できる過電流遮断器
- (5) I_B : B_1 の定格電流
- (6) I_W : B_1 が保護する太い幹線の許容電流
- (7) i : 細い幹線の許容電流

[a の場合] (解釈第 1 4 8 条四号イ)

分岐幹線の電線の許容電流が幹線の電線を保護する過電流遮断器の定格電流の 5 5 % 以上あれば、この過電流遮断器で十分保護し得るので分岐幹線について過電流遮断器の施設を省略できることになっています。

[b の場合] (解釈第 1 4 8 条四号ロ)

分岐幹線の電線の長さが 8 m 以下と限定されていますので、この部分で短絡事故を生じる機会は少なく、かつ、万一短絡事故が生じた場合でも電線の許容電流が幹線の電線を保護する過電流遮断器の定格電流の 3 5 % 以上あれば、この過電流遮断器で保護し得る（電線に著しい変化を生じさせるような温度上昇はない。）ので、分岐幹線について過電流遮断器の施設を省略できることになっています。

[c の場合] (解釈第 1 4 8 条四号ハ)

分岐幹線の長さが極めて短いときには、事実上この間で短絡事故が生じる可能性はないものとして考えられ、分岐幹線について過電流遮断器の施設を省略できることになっています。

また、屋内幹線の過電流遮断器は、電動機等が接続された場合を除き、幹線の許容電流以下の定格電流（過負荷電流、短絡電流より電線を保護できるもの）であることと規定されています。 (解釈第 1 4 8 条五)

－ 参考 －

(ア) 各種過電流遮断器の特性

配線用遮断器：最小動作電流（動作するしないの限界電流）が 100%～125% の間にあるもの。

A 種ヒューズ：最小動作電流が 110%～135% の間にあるもの。

B 種ヒューズ：最小動作電流が 130%～160% の間にあるもの。

(イ) 電動機等が接続された場合の過電流遮断器の容量

$$I_B \leq 3 \times \sum I_M + \sum I_L \cdots \cdots \textcircled{1}$$

$$I_B \leq 2.5 \times I_{W'} \cdots \cdots \textcircled{2}$$

I_B ：過電流しゃ断器の容量

I_M ：幹線に接続されている電動機等の定格電流

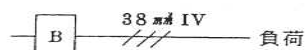
I_L ：幹線に接続されている電動機等以外の電気使用機械器具の定格電流

$I_{W'}$ ：幹線の許容電流（絶縁電線のがいし引きでの許容電流を使用）

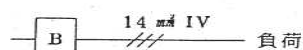
①、②のいずれの条件もみたす I_B 以下の定格電流のしゃ断器を使用する。

ただし、 $I_{W'}$ が 100 A を超える場合で、その値が過電流しゃ断器の標準の定格に該当しないときはその値の直近上位の定格のしゃ断器を使用できる。

例 1



例 2



①式による I_B が 198 A になった場合、38 mm² の許容電流が 162 A（がいし引き）で 100 A を超えているため 200 A 以下のしゃ断器を使用できる。

①式による I_B が 98 A になった場合、14 mm² の許容電流が 88 A（がいし引き）で 100 A 以下のため、100 A のしゃ断器を使用できず 75 A 以下のしゃ断器となる。

・例 1、2 とも $I_B \leq 2.5 \times I_{W'}$ の条件は満足している。

ウ 漏電遮断器

感電により人体に電流が流れた場合は、その値によって人体に与える影響が違い、最悪の場合、尊い人命を失うことになります。

そこで、金属製外箱を有する使用電圧が60Vを超える低圧の機械器具に接続する回路には、回路に地絡を生じたときに自動的に回路を遮断する装置を施設することを規定しています。

（解釈第36条 地絡遮断装置等の施設）

最近では単相3線式の中性線欠相による事故を防止する機能を付加した「中性線欠相保護機能付漏電遮断器」が普及しています。

これは、中性線の欠相により100V回路に異常電圧が加わったのを感知し、瞬時に回路を遮断する機能を有しており、機器の焼損などを防止することができます。

また、内線規程では単相3線式の回路に施設する漏電遮断器は、中性線欠相保護機能付とするよう規定しています。

1375-1 表 漏電遮断器の一般的な施設例

機械器具の 施設場所 ／ 電路の 対地電圧	乾燥した場所	湿気の多い場所	水気のある場所 (雨線外を含む)
150V以下	—	—	○
150Vを超え 300V以下	—	○	○

〔備考1〕1375-1表に示した記号の意味は、次のとおりである。

○：漏電遮断器を施設すること。

—：漏電遮断器を施設しなくてもよい。

〔備考2〕1375-1表中、人が当該機械器具を施設した場所より電気的な条件が悪い場所から触れるおそれがある場合には、電気的條件の悪い場所に設置されたものとして扱うこと。この場合の具体例を示すと次のような場合である。

〔例〕「機械器具」が乾燥した場所に施設された場合であっても、水気のある場所から当該機械器具に触れるおそれがある場合には、水気のある場所として扱うこと。

〔備考3〕住宅の回路には、1375-1表に係わらず漏電遮断器を施設することを原則とする（4項及び5項参照）。また、個別施設などに対する漏電遮断器の施設については2項及び6項以降によること。

(3) 電線の種類・太さ

電線（胴体）内に電流が流れると、胴体の抵抗によりジュール熱が発生し、電線の温度が上昇します。電線に電流を流しすぎると発熱が大きくなり、電線の寿命を縮め、絶縁を痛めた時には火災や漏電、感電の原因となります。

このため、電線（胴体）にはあらかじめ流せる電流（以下、「許容電流」という。）が決まっております。なお、同一電線においても、「工事方法」「周囲温度」等によって許容電流が異なることから施工時には、注意が必要です。

○電線管に電線を収めた場合の許容電流（解釈第146条抜粋）

電線を、合成樹脂管、金属管、金属可とう電線管または金属線ぴに収める場合は、施設する電線の許容電流に、下表の電流減少係数を乗じた値以下とするよう規定されています。

同一管内の電線数（本）	電流減少係数
3以下	0.70
4	0.63
5又は6	0.56
7以上 15以下	0.49

同一管内の電線数（本）	電流減少係数
16以上 40以下	0.43
41以上 60以下	0.39
61以上	0.34

○周囲温度による許容電流（解釈第146条抜粋）

電線の許容電流に、下表の左欄に掲げる絶縁体の材料の種類に応じ、周囲温度が30℃以下の場合はそれぞれ同表の中欄に掲げる許容電流補正係数を乗じた値、周囲温度が30℃を超える場合はそれぞれ同表の右欄に掲げる電流減少係数の計算式（ θ は、周囲温度）により計算した電流減少係数を乗じた値とするよう規定されています。

絶縁体の材料及び施設場所の区分		許容電流補正係数の計算式
ビニル混合物（耐熱性を有するものを除く。）及び天然ゴム混合物		$\sqrt{\frac{60-\theta}{30}}$
ビニル混合物（耐熱性を有するものに限る。）、ポリエチレン混合物（架橋したものを除く。）及びスチレンブタジエンゴム混合物		$\sqrt{\frac{75-\theta}{30}}$
エチレンプロピレンゴム混合物		$\sqrt{\frac{80-\theta}{30}}$
ポリエチレン混合物（架橋したものに限る。）		$\sqrt{\frac{90-\theta}{30}}$
ふっ素樹脂混合物	電線又はこれを取める線ぴ、電線管、ダクト等を通電による温度の上昇により他の造営材に障害を及ぼすおそれがない場所に施設し、かつ、電線に接触防護措置を施す場合	$0.9 \sqrt{\frac{200-\theta}{30}}$
	その他の場合	$0.9 \sqrt{\frac{90-\theta}{30}}$
けい素ゴム混合物	電線又はこれを取める線ぴ、電線管、ダクト等を通電による温度の上昇により他の造営材に障害を及ぼすおそれがない場所に施設し、かつ、電線に接触防護措置を施す場合	$\sqrt{\frac{180-\theta}{30}}$
	その他の場合	$\sqrt{\frac{90-\theta}{30}}$

（備考） θ は、周囲温度（単位：℃）。ただし、30℃以下の場合は30とする。

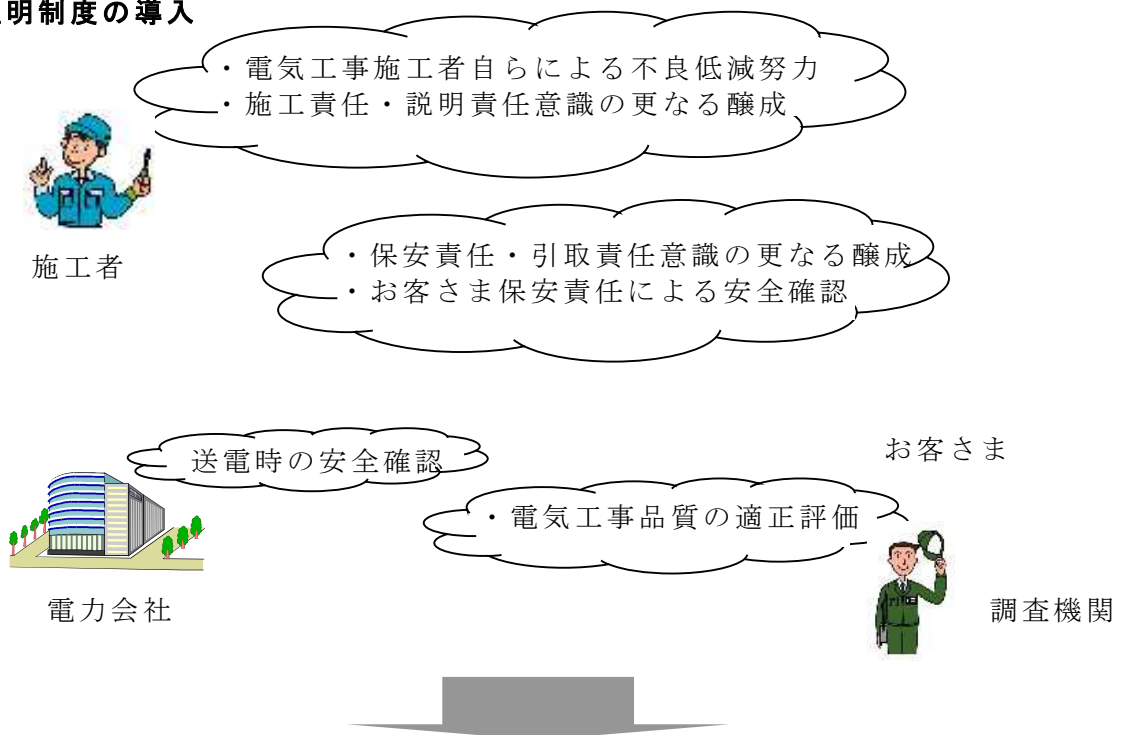
5 電気工事の品質向上に向けた取り組み

不適合工事の原因を分析してみますとその原因の大半は「接地工事が施されていない」「接地抵抗値が規定値を超過していた」「知らなかった」、「忘れた」といった接地工事に関するものもしくは知識・良識の欠如によるものであり、次の事項に注意して不良工事の撲滅に心掛けて下さい。

- ・ 自分の施工した工事について上記の決められた事項に抵触していないか自主点検により確認する。（P. 82 電気工事竣工記録参照）
- ・ 電気設備の技術基準、内線規程などに決められている事項を十分に理解する。

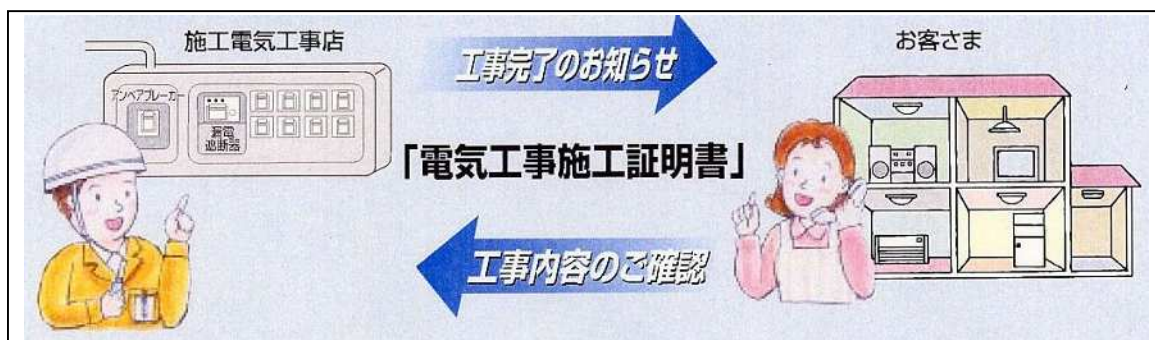
なお、現在全国大では、電気工事施工者、調査機関、電力会社等の関係者が集まり、民間の自主的な取り組みとして、電気工事の品質向上を図るための諸施策が展開されています。ここで、その取り組み内容について概要を紹介いたします。

○施工証明制度の導入



- 各々の立場で、役割を認識することが必要であり、電気工事施工者が施工結果をお客さまにご説明する「電気工事施工証明制度」が導入されました。
- 「電気工事施工証明書」の発行により、電気工事の品質確保はもとより、施工者の名前（電気工事店名）を記すことで、施工者（電気工事店）自らのPRと、お客さまへのサービス提供に資することが期待されます。

○電気工事施工証明制度のイメージ



○電気工事施工証明書



○電気工事施工証明書の電子化

2018年10月以降、インターネット申込の場合、施工証明書は、紙からPDF形式で自動作成される電子帳票へ変更となりました。

そのため、これまで実施してきた郵送および手渡しによる授受から、施工電気工事店にてダウンロードしていただくよう変更となりました。

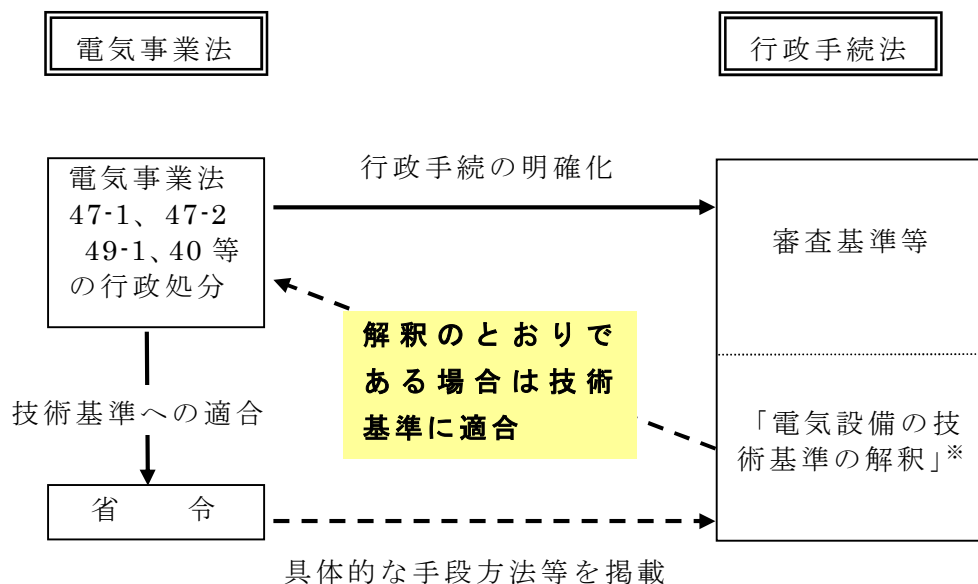
6 「電気設備に関する技術基準を定める省令」ならびに「電気設備の技術基準の解釈」について

(1) 「電気設備に関する技術基準を定める省令」の役割

電気事業法に基づくは、電気設備に関する技術基準を定める省令（以下、「省令」という。）は、公共の安全確保と電気の安定供給の観点から電気工作物の設計、工事および維持に関して遵守すべき基準として、また、これらに係る国の審査・検査の基準として定められており、電気工作物の保安確保の柱をなすものであります。

1995年12月より施行されている新電気事業法により、工事計画の許可・届出、使用前検査、定期検査等の合理化が図られ、自己責任の原則を重視した自主保安を基本とする保安体系が整備された中で、省令の役割はますます重要になってきています。

(2) 「省令」および「電気設備の技術基準の解釈」の位置づけ



※ 「電気設備の技術基準の解釈」（前書き）から抜粋

解釈は、当該設備に関する技術基準を定める省令に定める技術的要件を満たすべき技術的内容をできる限り具体的に示したものである。なお、当該省令に定める技術的要件を満たすべき技術的内容はこの解釈に限定されるものではなく、当該省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、当該省令に適合するものと判断するものである。

7 電気工事士法施行規則の改正について

電気工事の作業は、電気工事士法第3条第1項および第2項に定められているとおり、電気工事士の免状の交付を受けている者でなければ実施できない。ただし、保安上支障がないと認められる「軽微な作業」は除かれている。

この「軽微な作業」が、電気工事士法施行規則第2条に規定されているが、これまで電気さくの電線接続は、全般的に「軽微な作業」として扱われていた。

しかし、2015年7月19日に、鳥獣による観賞用植物への被害の防止を目的として設置された電気さくによる感電死傷事故が発生した。

この事故を受け、電気工事の知見を有しない者が不適切な電気さくを施設することを防止するため、2016年3月11日に電気工事士法施行規則の一部を改正し、「電気工事士の作業を要しない電気さく」について、事故防止上、特に重要な「電気さく用電源装置を利用した電気さく」に限定することとなった。

【電気工事士法施行規則第2条の改正点】（下線部改正点）

（軽微な作業）

第2条 法第3条第1項の自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる作業以外の作業

イ 電線相互を接続する作業（電気さく （定格1次電圧が300V以下であつて感電により人体に危害を及ぼすおそれがないように出力電流を制限することができる電気さく用電源装置から電気を供給されるものに限る。以下同じ。）の電線を接続するものを除く。）

（略）

2 法第3条第2項の一般用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる作業以外の作業

イ 前項第1号イからヌまで及びヲに掲げる作業

（略）

8 おわりに

電気設備は最近の技術進歩に伴い、高度化かつ複雑化してきており、電気工事に携わる方々の保安確保に対する社会的責任は、ますます重要になってきております。

皆様方におかれましては、保安確保に対する認識を今一度新たにいただき、電気工事の施工にあたられる方々に対する教育指導、監督の強化、自主点検の完全実施等、電気設備の保安確保に万全を期されますようお願いいたします。

電気工事しゅん工記録NNNNNNNNNN

兼 電気工事施工証明書

<取扱注意>

受付

住所 〒

工事店コード
No.

電気工事業法登録
No.

工事店名（代表者名）

担当者

電話番号

工事種別

申込日

施工日

（カ） （キ） （ク） （ケ） （コ）

（カ） （キ） （ク） （ケ） （コ）

お客様番号

日程

主任電気
工事士氏名 免許No.

工
事
者
名 免許No.

目標 TEL

点検者

お客様への引渡し前に電気設備の技術基準（省令）に沿った設備であることを以下のとおり確認しました。

点検者

点検項目	点検結果
① 取付点から分電盤までの配線	引込線取付点の高さはよい 引込線の支持方法はよい 電線種類・太さはよい 電線損傷又はその恐れはない 他物（ガス・弱電等）との離隔はある 引込口の保護はよい ラシ張りなどの貫通部分の施設方法はよい 電線固定状況はよい
② 分電盤の線路	取付場所および高さはよい ブレーカー取付状況はよい ブレーカー種類（過電流保護器含む）はよい 漏電遮断器・開閉器の容量はよい 漏電遮断器・開閉器の動作はよい 漏電遮断器・開閉器の端子ネジ締付はよい 分電盤内の状況（目視点検）はよい
引込小柱	根入れは全長の1/6以上ある 支線の施設方法はよい

点検項目	点検結果
③④ 漏電・ブース（絶縁・接地抵抗値）測定	絶縁抵抗値はよい（測定値を下欄に記入） 接地抵抗値測定はよい（測定値を下欄に記入） 接地線接続状況はよい 機器の接地線取り付けはよい 接地線の太さはよい 接地線は必要な防護はある
⑤ 配線器具	配線、配管、配線器具等の施工場所による選定はよい 他物（ガス・弱電等）との離隔はある ラシ張り金属張りの絶縁方法ならびに貫通部分の防護はよい 接続、結線、絶縁処理はよい 電気用品安全法に基づく標識はある
⑥ 負荷機器	負荷機器の容量ならびに施工場所による選定はよい
その他	配線図内容と相違はない 未竣工はない 引込口配線の接続箇所は分電盤図と相違していない

自主検査は電気工事業法による規制はもとより、施工時の見落とし作業、手直し作業の防止を図り工事品質を向上させるために行っています。

別添図面 有・無

当社が施工いたしました電気設備について、関係諸法令に適合した施工であることを証明いたします。

年 月 日

署名

印

項目	工事者（施工・自主点検時）	調査員（しゅん工時）
一括	Ω	Ω
E付受口	Ω	Ω
地	Ω	Ω
絶	MΩ	MΩ
全回路	mA	mA
増設分	MΩ	MΩ
天候	晴・曇・雨・雪	晴・曇・雨・雪

主任電気工事士配線図審査

電

用

定

規

格

（電）（用）（定）（規）（格）

電

床

面

積

（電）（床）（面）（積）

施工証明を受領しました。（ご署名）

建築会社・工事店さま

お客様

この記録は、電気工事業の業務の適正化に関する法律施工規則第13条に基づく標準になります。（5年保管）

202 (b)

自家用電気工作物工事記録表

管理No. ()

記載日 年 月 日

注 文 者 (施主)	氏名または 名 称					
	住 所					
	施 工 場 所	名 称		受 電 電 圧 K V	最 大 電 力 K W	
		所 在 地				
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日					
作業責任者		作業者	作業者	作業者	作業者	作業者
元請工事業者 [注 1] (受注先)						
下請電気工事業者 [注 2] (受注先)			登録番号等			
特殊電気工事			1 無	2 有	1 ネオン工事 2 非常用予備発電装置工事	
下請特殊電気工事業者 [注 3] (受注先)			登録番号等			
配線図 別紙 (管理No.)				検査結果 別紙 (管理No.)		
備 考						
[注 1] 当社の受注が、施主から直接ではなく、建築請負工事業者又は元請電気工事業者等の場合には、その受注先を記載する。 [注 2] 当社の発注により、電気工事を下請電気工事業者に請け負わせた場合には、その発注先と登録番号等を記載する。 [注 3] 当社の発注により、特殊電気工事を下請電気工事業者に請け負わせた場合には、その発注先と登録番号等を記載する。						

電気工事業に関する申請書等の提出先及びお問い合わせ先

営業所の所在地	所 管 事 務 所	
・名古屋市 ・愛知県内に営業所が複数あり、 所管事務所がまたがる場合 ・電気工事士免状	防災安全局 防災部 消防保安課 産業保安室	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2 （愛知県本庁舎 3 階） 〈052〉 954-6199
豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	東 三 河 総 局	防災安全課 〒440-8515 豊橋市八町通 5-4 （愛知県東三河総合庁舎 2 階） 〈0532〉 35-6119
新城市、設楽町、東栄町、豊根村		新城設楽振興事務所 県民防災安全課 〒441-1365 新城市字石名号 20-1 （愛知県新城設楽総合庁舎 2 階） 〈0536〉 23-2114
一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町	尾張県民事務所 防災安全課	
津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村	海部県民事務所 県民防災安全課	
半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	知多県民事務所 県民防災安全課	
岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町	西 三 河 県 民 事 務 所	防災安全課 〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4 （愛知県西三河総合庁舎 2 階） 〈0564〉 27-2705
豊田市、みよし市		（豊田加茂防災安全グループ） 〒471-8503 豊田市元城町 4-45 （愛知県豊田加茂総合庁舎 2 階） 〈0565〉 32-7493
・愛知県以外の中部近畿産業保安監督部管内にも営業所がある、又は増設するとき ・認定電気工事従事者認定証 ・特種電気工事資格者認定証	経済産業省 中部近畿産業保安監督部 電力安全課	
		〒460-8510 名古屋市中区三の丸 2-5-2 〈052〉 951-2817

2025 年 11 月発行

愛知県 防災安全局 防災部 消防保安課

産業保安室 電気・火薬グループ

〒460－8501

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

電 話：052（954）6199

ファクシミリ：052（954）6909

